

**清水で育て、清水ではばたけ
子どもの未来**

第2期清水町子ども・子育て支援事業計画

**北海道 清水町
令和2年4月**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 基本的な考え方	5
1 目的.....	5
2 基本理念.....	5
3 子どもの育ちについて.....	6
第3章 清水町の子ども・子育てを取り巻く環境	7
1 人口・世帯・人口動態等.....	7
2 教育・保育施設の状況.....	13
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	15
4 ニーズ調査の結果概要.....	18
5 清水町の子ども・子育て支援の課題.....	38
第4章 教育・保育提供区域の設定	40
1 教育・保育提供区域の考え方.....	40
2 教育・保育提供区域の設定.....	40
第5章 教育・保育施設の充実	42
1 量の見込み.....	42
2 提供体制の確保と実施時期.....	42
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）.....	45
4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について.....	47
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	47
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	48
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	48
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	55
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	56
1 児童虐待防止対策の充実.....	56
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	57
3 障がい児施策の充実.....	57
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進.....	58
5 子どもの安心・安全な環境の充実.....	59
第8章 次世代育成支援行動計画の継続について	60
1 次世代育成支援行動計画の継続と目的について.....	60
2 次世代育成支援地域行動計画の取り組みの方向.....	60

3 対象.....	61
4 施策の取り組み状況.....	61
5 一般事業主行動計画特例認定制度について.....	73
第9章 計画の推進体制.....	74
1 関係機関等との連携.....	74
2 役割.....	75
3 計画の達成状況の点検・評価.....	76
資料編.....	77
資料1 施策一覧.....	78
資料2 計画策定の経緯.....	79
資料3 計画策定組織について.....	80
資料4 用語解説.....	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国において急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然として厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々がいます。

国においては、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んでいます。さらに、令和元年10月からは、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されています。

本町においては、「清水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んできました。

これからも、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決することは重要です。そのために、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を今後も推進していく必要があります。

また、令和元年子ども・子育て支援法の改正で「子どもの保護者の経済的負担軽減について適切に配慮されたもの」が、子ども・子育て支援法の基本理念に追加されており、本町においても、幼児教育・保育の無償化に対応していくものであります。

このため、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「第2期清水町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定し、計画的に施策を推進していきます。



2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、清水町の子どもと子育て家庭を対象として、清水町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

また、「清水町次世代育成支援行動計画」を本計画の中で一体的に継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付けています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		養育支援訪問 事業のみ該当	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

■全体計画

清水町総合計画

整合



清水町
子ども・子育て支援事業計画

整合



■根拠法令

子ども・子育て関連3法
 ◎子ども・子育て支援法
 ◎認定こども園法
 ◎関連整備法

■関連計画

清水町地域福祉計画、清水町障がい福祉計画、第1期清水町障がい児福祉計画、
 清水町健康増進計画、清水町食育推進計画（清水町地産地消促進計画）、
 清水町交通安全計画

など

子ども・子育て支援法に基づく基本指針 第三・6

3 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

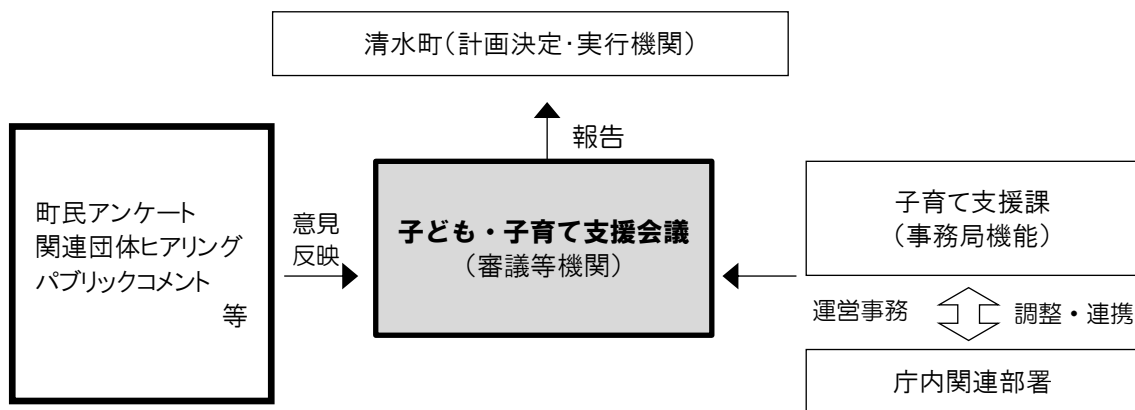
また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、進捗状況を管理すると共に、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。なお、計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

4 計画の策定体制

①子ども子育て支援会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「清水町子ども・子育て支援会議」（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



②就学前児童及び小学生アンケートの実施

○次の2点を把握するため、下記の通りアンケートを実施しました。(以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。)

- ア 就学前児童及び小学生児童の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	261 票	138 票	52.9%
	小学生児童のいる世帯	277 票	109 票	39.4%
対象者の抽出方法	住民基本台帳(平成 30 年 10 月 1 日現在)を基本に抽出			
調査期間	令和元年7月9日 ~令和元年7月17日			
調査方法	就学前児童のいる世帯:教育・保育施設配布・回収、 郵送配布・郵送回収 小学生児童のいる世帯:郵送配布・郵送回収			



第2章 基本的な考え方

1 目的

近年、我が国の少子化は世界に例をみないスピードで進行し、深刻な問題となっていると共に、核家族化の進行や経済情勢の変動などを背景として、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

清水町においても、子どもの数は年々減少を続けている現状にあり、また核家族化の進行・共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立の中で子育てへの負担感が増大し、多様なニーズがあるものと推察しています。

本計画においては、清水町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的としています。

また、急速な少子化の進行や家庭・地域などを取り巻く環境の変化を踏まえながら、児童福祉法などの子どもに関する法律の実施をはじめ、子ども・子育て支援給付、子どもや子どもを養育している保護者などへの支援を行っていきます。

2 基本理念

清水町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を踏襲していきます。

- ①保護者が子どもをしっかり育てるという基本的な認識のもとに、家庭、学校、地域、職域など子どもを取り巻くすべての環境の中で、それぞれの立場を認識しながら、お互いが協力して、子ども・子育て支援を行っていきます。
- ②子ども・子育て支援給付をはじめとする支援内容や水準は、全ての子どもが、健やかに成長するためにも、良質で適切なものでなければなりません。
- ③子ども・子育て支援給付や他の事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に行っていく必要があります。
- ④子ども・子育て支援については、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるものでなければなりません。

3 子どもの育ちについて

本計画では、乳児期、3歳未満の幼児期、3歳以上の幼児期、学童期、それぞれの段階を経て成長する子どもの育ちと、子育てをめぐる環境を踏まえて、質の高い教育・保育の総合的な提供と量の確保、地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

<子どもの育ちに関する理念>

①乳児期

乳児期は一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親などの実親以外の養育者を含む）との愛着を育みながら、身体的にも、著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

また、子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人がいち早く、かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的な信頼感が芽生え、情緒の安定が図られていきます。こうした情緒の安定を基盤として、心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

②幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つようになります。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直していきます。

また、安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したり、やりたいことを繰り返して行ったりするなど、自発的に活動するようになります。

さらに、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

③幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性と共に好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。

また、物や人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えると共に、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長していきます。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

④学童期

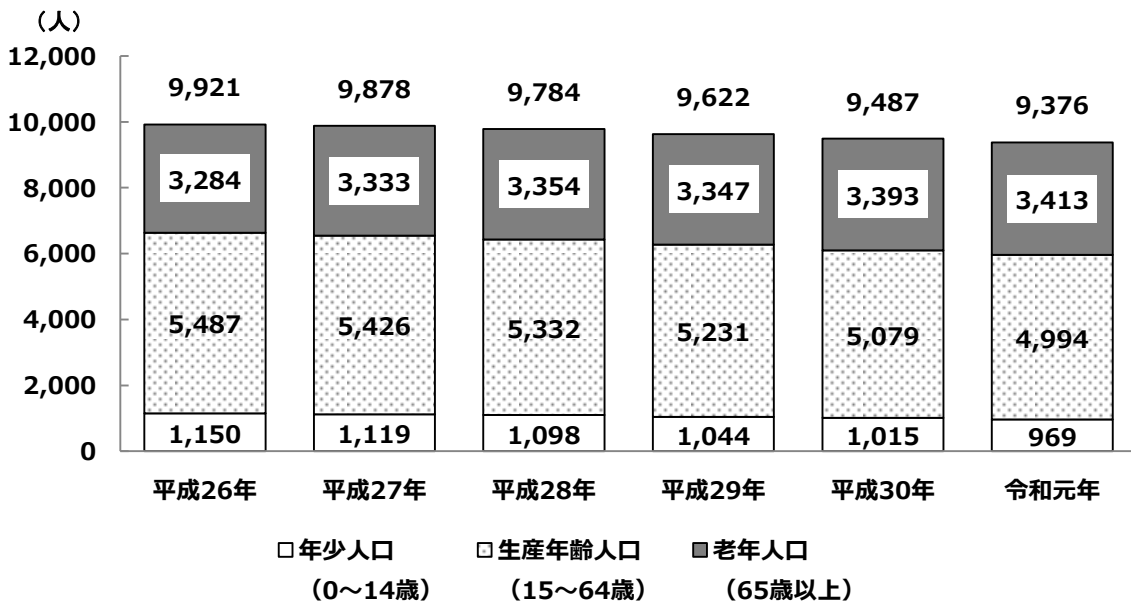
小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者への理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しいものがあります。そのためにも、学校教育と共に、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

第3章 清水町の子ども・子育てを取り巻く環境

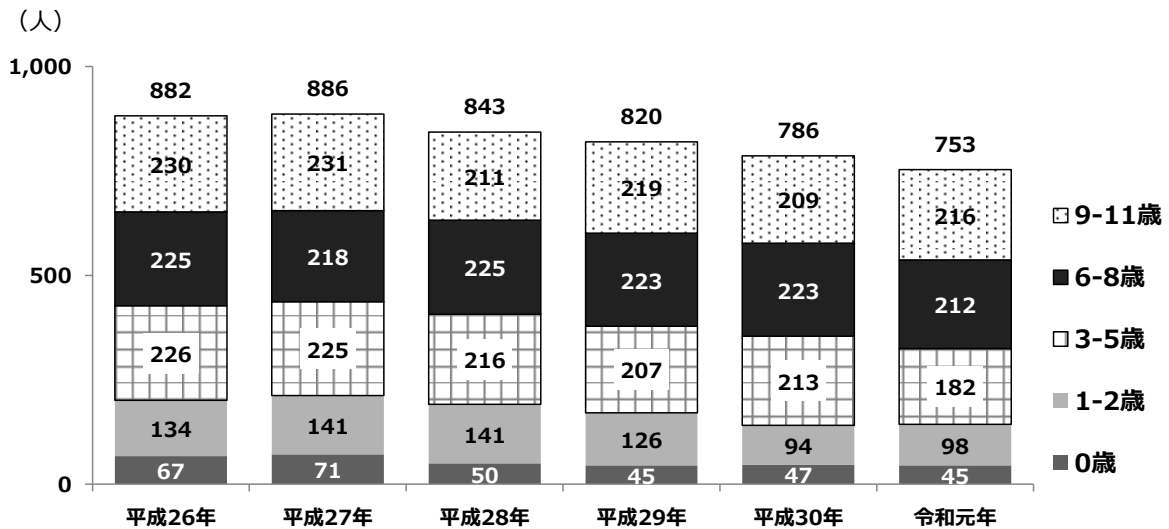
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）

- 年少人口が平成26年から令和元年までの5年間で181人減少し、全体に占める割合は1%強減少しています。0歳児は平成26年から平成30年までの5年間で22人減少しており、令和元年には50人を下回っています。
- 老年人口は平成26年から令和元年までの5年間で129人増加しました。ただ、全体に占める割合は約3%増加して、少子高齢化はゆるやかに進んでいます。



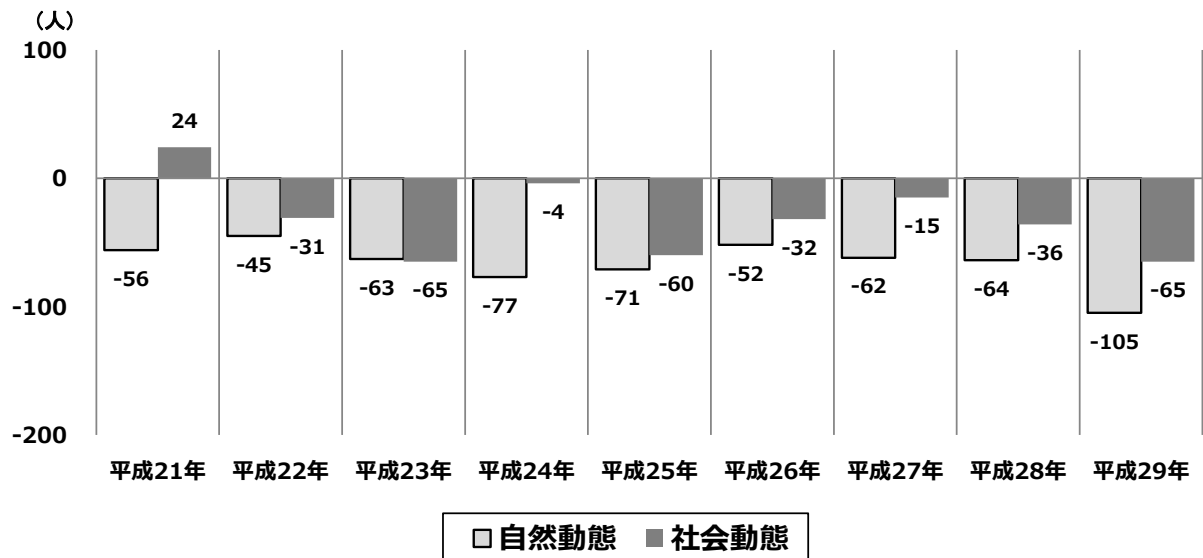
■ 対象児童人口の推移（住民基本台帳・各年10月1日現在）



(2) 自然動態・社会動態（厚労省：人口動態調査より）

- 自然動態（出生数－死亡数）は、平成21年以降マイナスとなっております。死亡数が出生数を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。
- 社会動態（転入数－転出数）は、平成21年一時期プラスでしたが、平成22年以降マイナスとなっております。転出が転入を上回りマイナス傾向となり、人口減少の要因となっております。

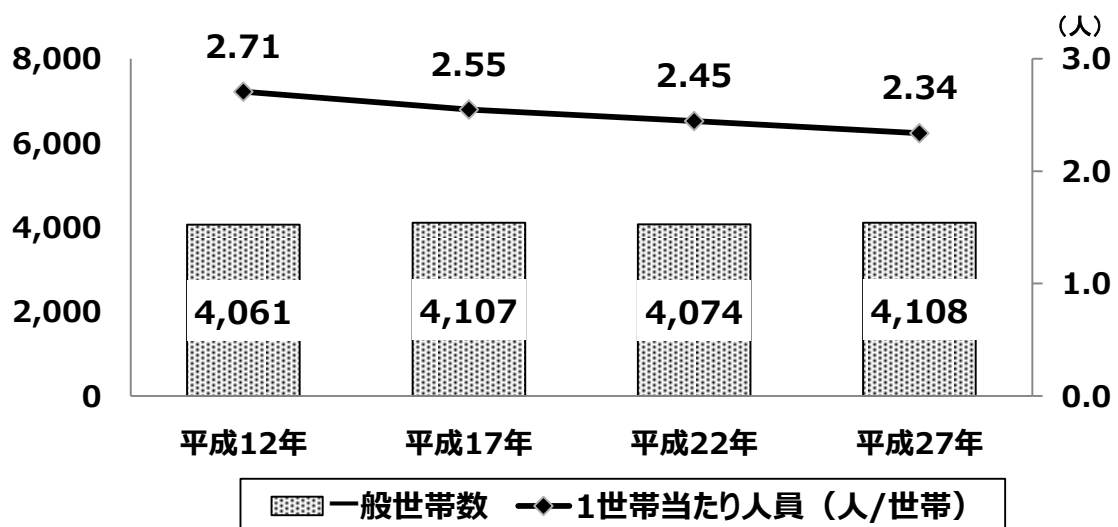
■ 自然動態・社会動態の推移



(3) 世帯の状況（国勢調査より）

- 世帯数は平成12年以降、平成17年に一旦増加しましたが、その後減少と増加を繰り返しています。1世帯あたり人員は平成27年に2.34人と減少しており、核家族化が推察されます。

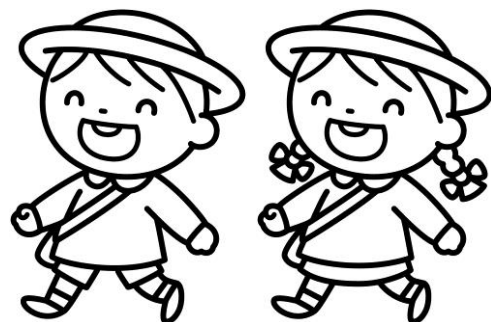
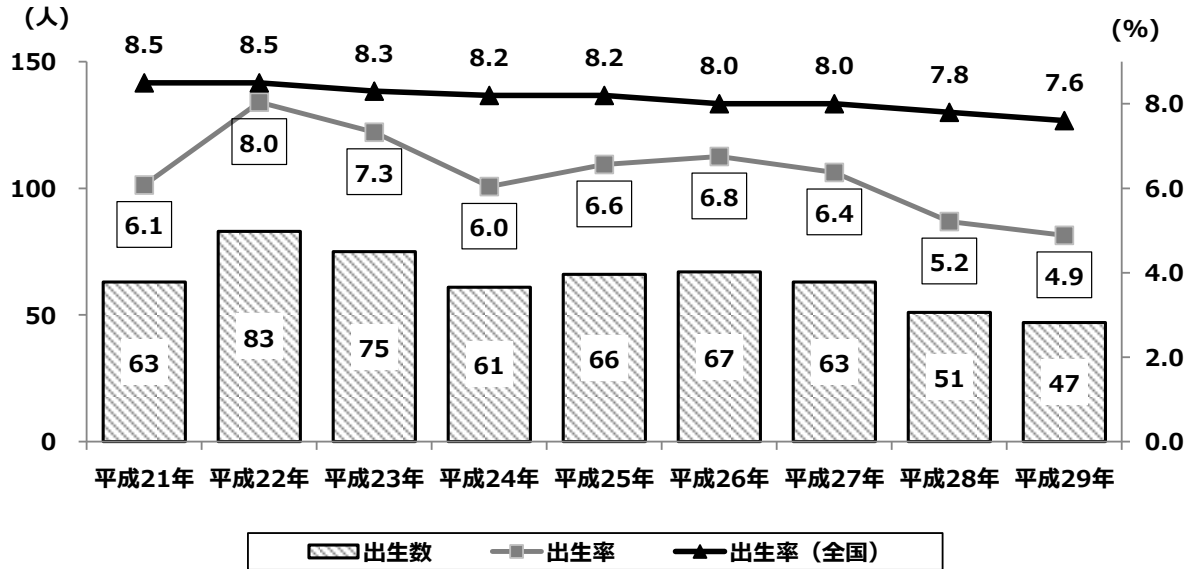
■ 一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(4) 出生の状況（厚労省：人口動態調査、清水町統計より）

○ 出生数は、平成21年以降減少と増加を繰り返していますが、減少傾向にあります。
 また、人口千人当たりの出生率は、全国平均を下回っています。

■ 出生数と人口千人当たりの出生率の推移

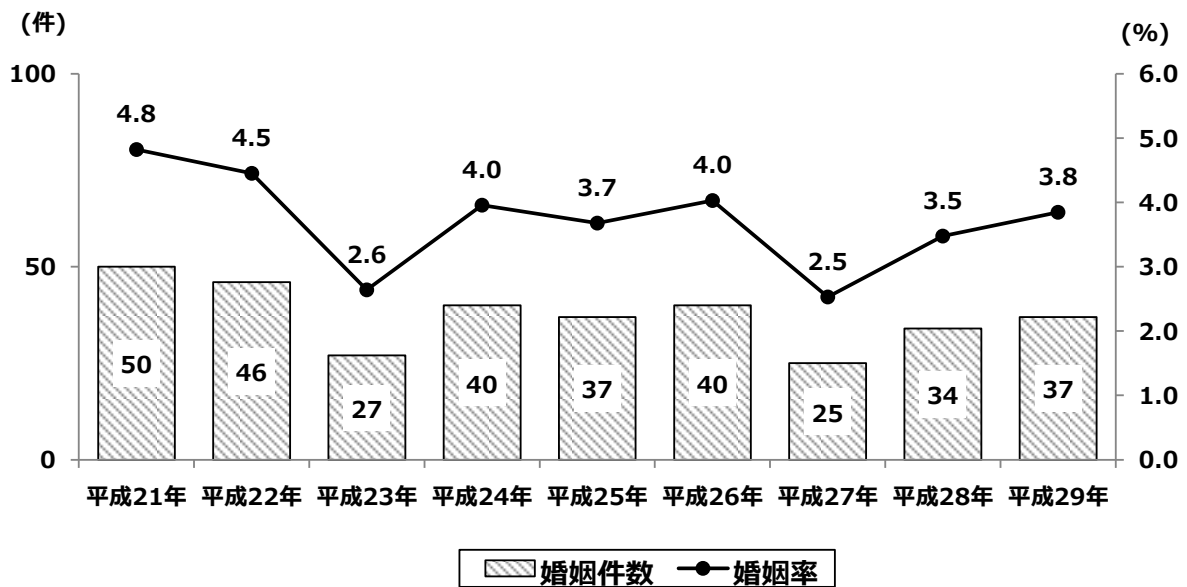


(5) 婚姻・離婚の状況（厚労省：人口動態調査より）

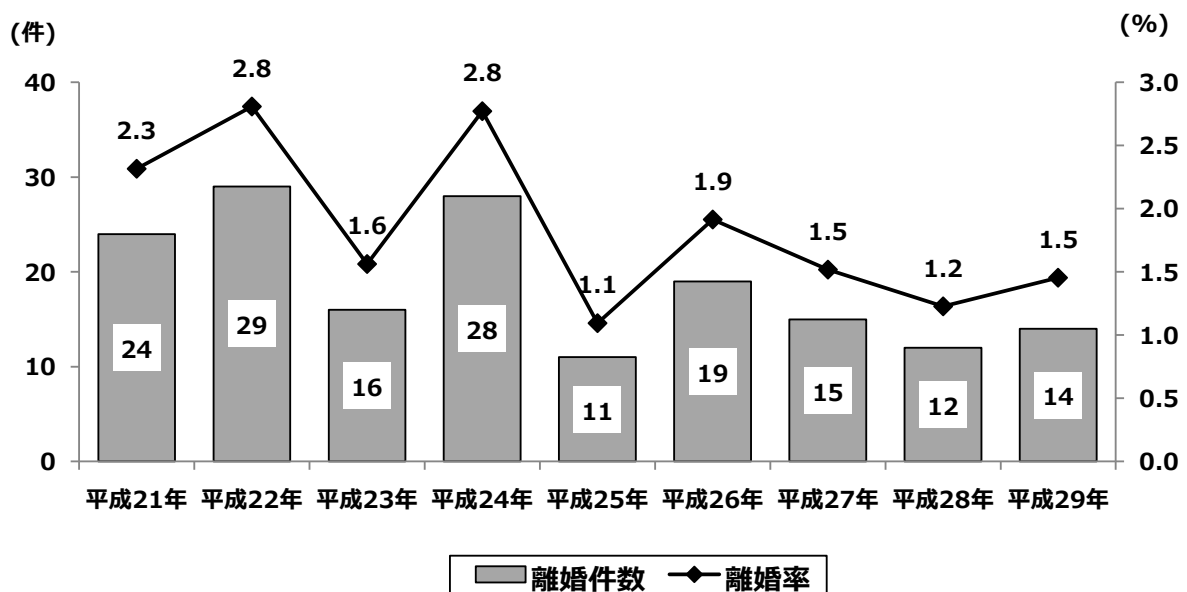
○ 婚姻件数は、平成20年～平成21年まで減少傾向で、平成22年と平成26年に増加していますが、平成27年以降は減少傾向にあります。人口千人当たりの婚姻率は、2.51～4.8%の間で推移しています。

○ 離婚件数は、平成20年以降増加と減少を繰り返しています。平成22年と平成24年、平成26年は増加しました。人口千人当たりの離婚率は1.1～2.8%の間で推移しています。

■ 婚姻件数及び婚姻率の推移



■ 離婚件数及び離婚率の推移

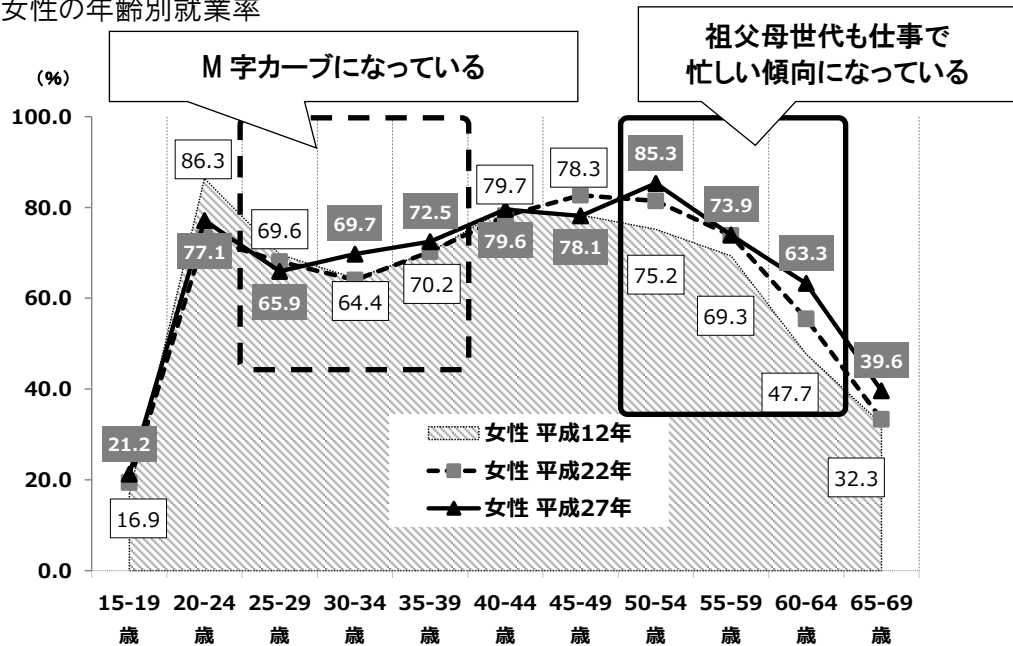


(6) 就労の状況（国勢調査より）

清水町における25～39歳の子育て世代の女性の就業率をみると、平成27年の25～29歳では65.9%、30～34歳では69.7%、35～39歳では76.1%であり、平成12年と平成27年を比較すると50歳以上のすべての世代で、増加傾向がみられます。

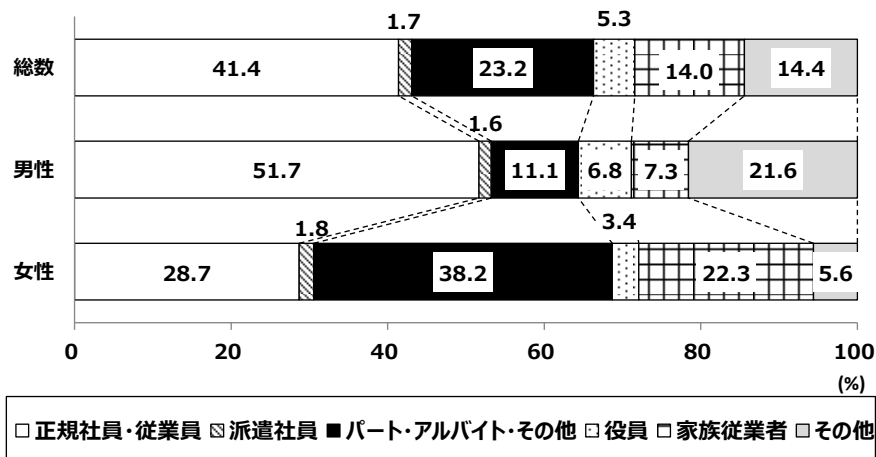
また、子育て世代の祖父母世代に当たる50～64歳代をみると、平成27年の50～54歳では85.3%、55～59歳では73.9%、60～64歳では63.3%であり、こちらの年齢世代でも上昇傾向となっています。全体的な傾向でいうと、年齢別就業率のグラフはM字カーブとなっており、日本全体の女性の年齢階級別労働力率と同様の状況を示しています。

■清水町の女性の年齢別就業率



就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が5割強を占め、女性は「パート・アルバイト」の割合が最も多く、次いで「正規社員・従業員」、「家族従業者」となっています。

■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年国勢調査）



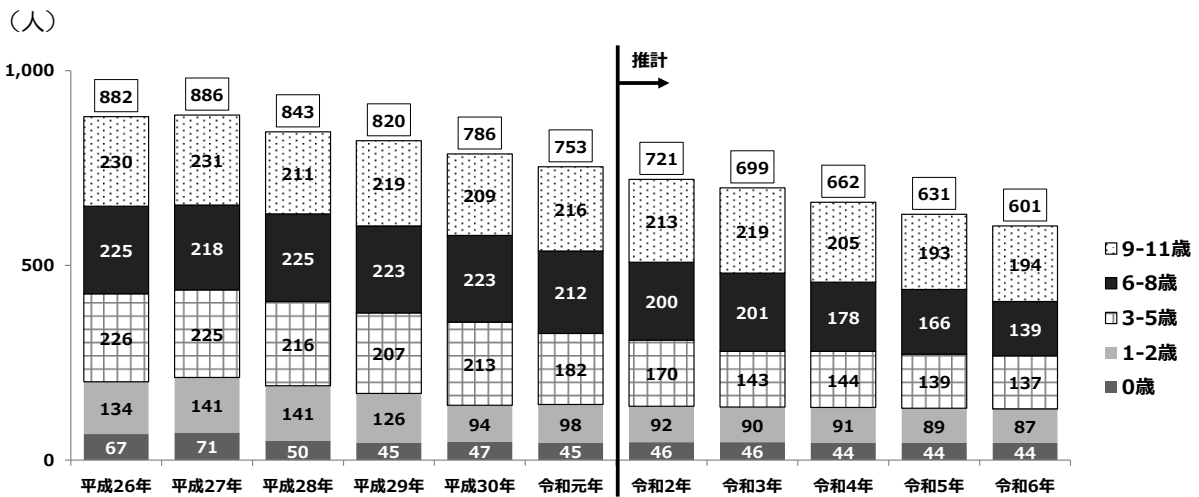
(7) 子ども数の推計について

令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数全体では、減少傾向と推計されます。

平成26～令和元年（各10月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、出生率は過去4区間の幾何平均で推計をし、計算しています。

	実績(各年10月1日)						推計(各年4月1日)					伸び率 (R1-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	67	71	50	45	47	45	46	46	44	44	44	-2.2%
1歳	66	68	74	51	48	48	45	46	46	44	44	-8.3%
2歳	68	73	67	75	46	50	47	44	45	45	43	-14.0%
3歳	73	68	71	67	74	43	50	47	44	45	45	4.7%
4歳	81	74	70	70	67	75	44	51	48	45	46	-38.7%
5歳	72	83	75	70	72	64	76	45	52	49	46	-28.1%
6歳	74	69	87	73	69	67	63	75	44	51	48	-28.4%
7歳	76	74	65	85	72	73	66	62	74	43	50	-31.5%
8歳	75	75	73	65	82	72	71	64	60	72	41	-43.1%
9歳	65	75	72	74	66	78	72	71	64	60	72	-7.7%
10歳	92	63	75	71	73	64	77	71	70	63	59	-7.8%
11歳	73	93	64	74	70	74	64	77	71	70	63	-14.9%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (R1-R6)
0歳	67	71	50	45	47	45	46	46	44	44	44	-2.2%
1-2歳	134	141	141	126	94	98	92	90	91	89	87	-11.2%
3-5歳	226	225	216	207	213	182	170	143	144	139	137	-24.7%
小計	427	437	407	378	354	325	308	279	279	272	268	-17.5%
6-8歳	225	218	225	223	223	212	200	201	178	166	139	-34.4%
9-11歳	230	231	211	219	209	216	213	219	205	193	194	-10.2%
合計	882	886	843	820	786	753	721	699	662	631	601	-20.2%

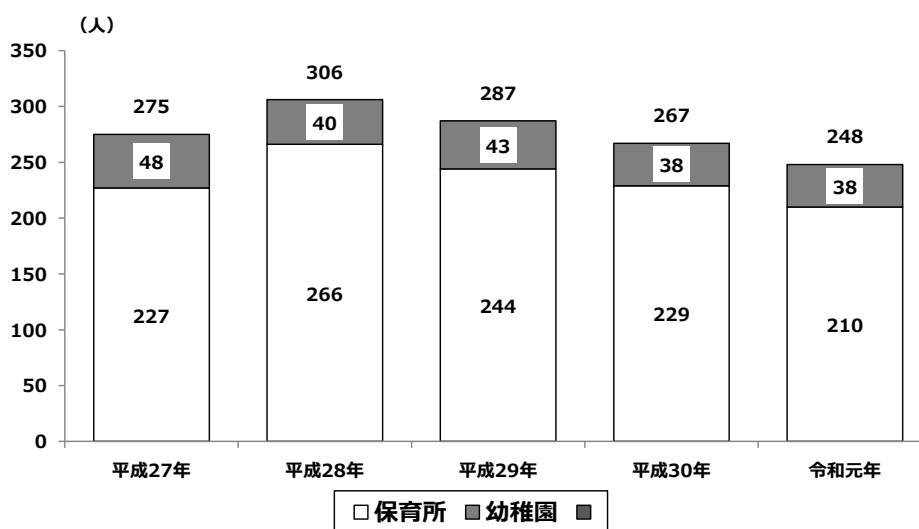


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移（清水町独自集計）

保育所の利用児童数は、平成27～28年は増加し、平成29年以降減少傾向にあります。幼稚園の利用児童数は、平成27～28年は減少し、平成29年は増加し、平成30～令和元年は減少しています。全体では、平成28年は増加しましたが、その後減少しています。

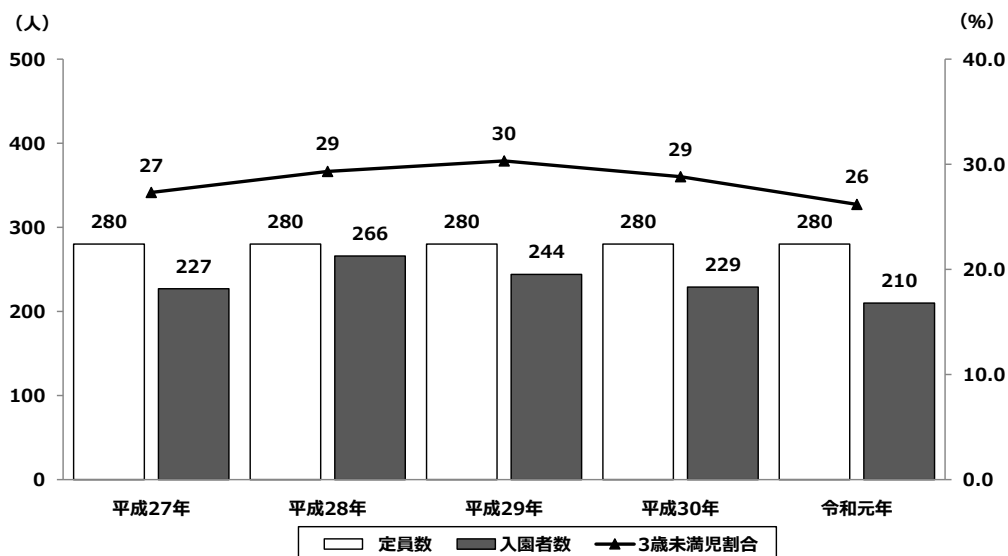
■保育所、幼稚園の利用児童数の推移



(2) 保育所の利用状況（清水町独自集計）

入所者数は、平成27～28年は増加し、平成29年以降減少傾向にあります。定員数は、平成27年から280人で増減はありません。また、令和元年、定員280人に対し利用者数は210人と約7割強です。それから、3歳未満児の利用割合が26～30%の間で推移しています。

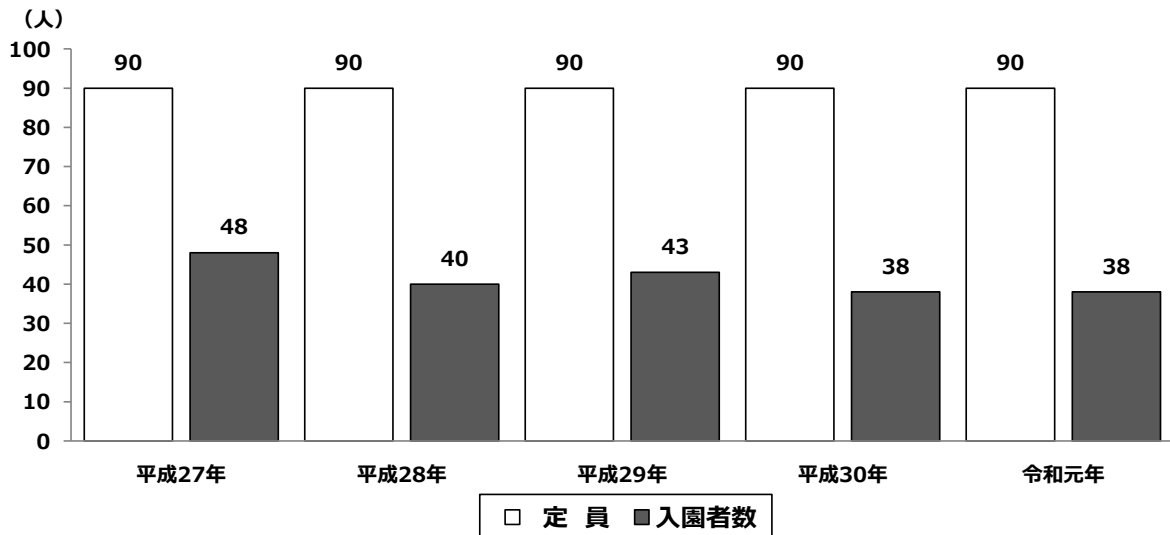
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況（清水町独自集計）

入園者数は、平成27年以降、減少と増加を繰り返しています。定員数は、平成27年から90人で増減はありません。令和元年で、定員90人に対し、入園者数は38人と約4割の利用率です。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

（令和元年度実績） 実績無し

◆ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設です。

（令和元年度実績） 実績無し

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定10事業について事業の過去の実施状況をまとめます。

(1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【延長保育の実施状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	134	197	157	160	70

【休日保育の実施状況】

（令和元年度実績） 実績無し

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）

従来の児童館や小学校等を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施か所】3か所 清水町児童館内、清水小学校内、御影世代間交流センター内

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
定員数(人)	160	160	160	160	160
登録者数(1年生)	47	41	62	50	48
(2年生)	49	49	40	61	51
(3年生)	43	47	49	35	53
(4年生)	26	35	39	41	26
(5年生)	13	24	27	33	30
(6年生)	13	9	23	21	28
小計	191	205	240	241	236

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

（令和元年度実績） 実績無し

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（令和元年度実績） 実績無し

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うと共に、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問家庭数	62	50	42	46	53

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】清水町要保護児童対策地域協議会を年1回開催、児童に係るトラブルに関するケース会議を年間複数回開催しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象児童数 (0～18歳)	1,447	1,440	1,420	1,380	1,348
利用者数(人/年)	4	17	0	4	0
発生率	0.2%	1.1%	0%	0.2%	0%

(6) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	5,751	6,776	6,367	5,291	2,028
実施か所数	2	2	2	2	2

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、月15日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

【幼稚園型】（令和元年度実績） 実績無し

【幼稚園型以外】【一時預かり指定保育所】3施設（第一、第二、御影）
※常時受け入れ（専用の保育室、専任保育士なし）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	160	67	377	227	325
実施か所数	3	3	3	3	3

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。または、ファミリー・サポート・センター事業での預かりを行う事業です。

【実施状況】ファミリー・サポート・センター事業内にて実施

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

（令和元年度実績） 依頼会員：100人、提供会員：22人、両方会員：8人

【低学年の利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	5	5	5	29	0

【高学年の利用状況】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数(人/年)	71	50	45	47	45
利用回数(回/年)	994	700	630	658	630

4 ニーズ調査の結果概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第61条第4項、5項において、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「子どもの数や施設・事業の利用に関する意向その他の事情の勘案」「子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情の把握」が求められています。

そのため、計画の対象である就学前並びに小学生児童の保護者に対し、サービスの利用状況や今後の利用希望、町の取り組みへの評価、要望などを把握するために行います。

また、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすることとします。

②調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	261 票	138 票	52.9%
小学生児童のいる世帯	277 票	109 票	39.4%

③調査結果の見方

- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関してすべての小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このすべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問ですべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。
- グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。
- 有効回答数とするため、無回答は除外して集計をしています。

●テーマに沿ったアンケート回答傾向の把握について

■テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→ 今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげる。

■テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→ 子育て支援ネットワークの構築と地域共生社会への道筋につなげる。

■テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→ 計画、施策の成果（アウトカム）と捉えて評価し、今後の取組検討につなげる。

■テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→ 相談先や相談相手の傾向を把握し、情報提供の手段や方法、今後の取組検討につなげる。

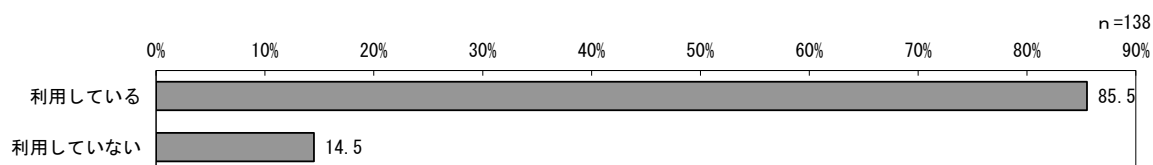
※詳細は、「清水町子ども・子育て支援に関するニーズ調査集計結果報告書」を参照のこと。

テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

●就学前児童の保護者

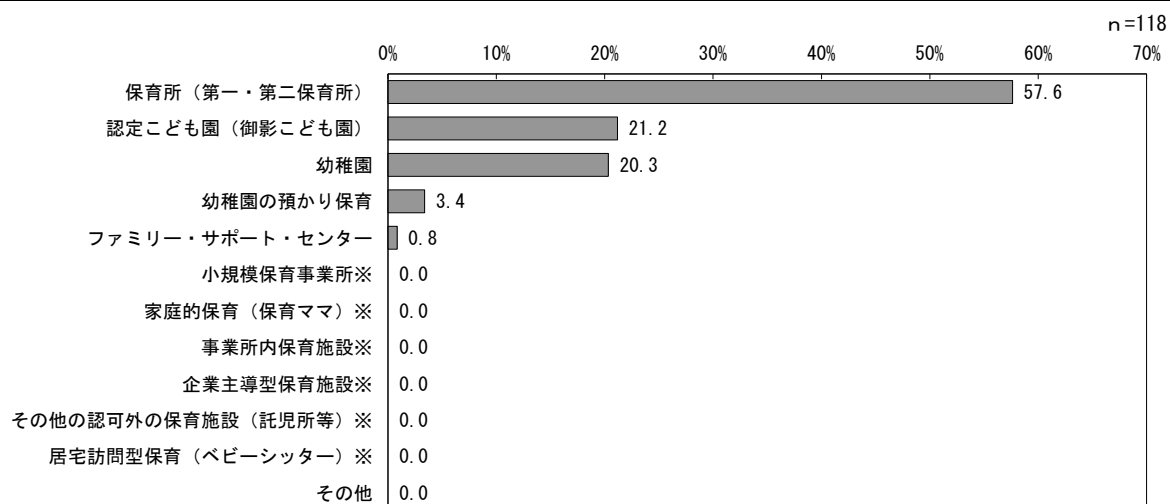
問 14 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」85.5%、「利用していない」14.5%となっています。



問 14-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

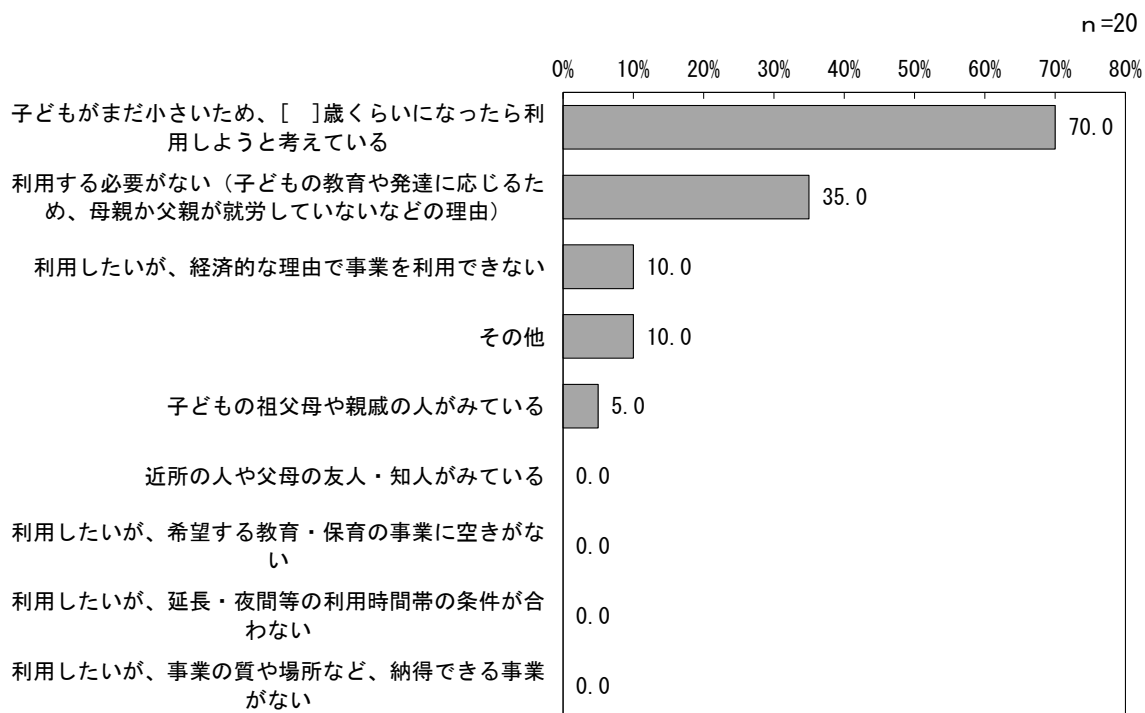
「保育所（第一・第二保育所）」57.6%で最も多く、次いで「認定こども園（御影こども園）」21.2%、「幼稚園」20.3%、「幼稚園の預かり保育」3.4%、「ファミリー・サポート・センター」0.8%と続いています。



※清水町では実施していない事業です。

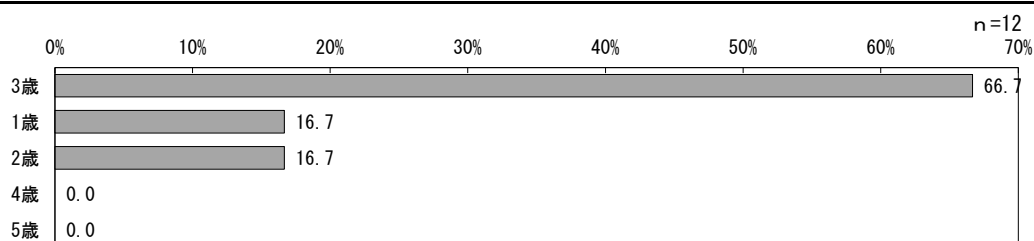
問 14-3 利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[]歳くらいになったら利用しようと考えている」70.0%で最も多く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」35.0%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」、「その他」10.0%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」5.0%と続いています。



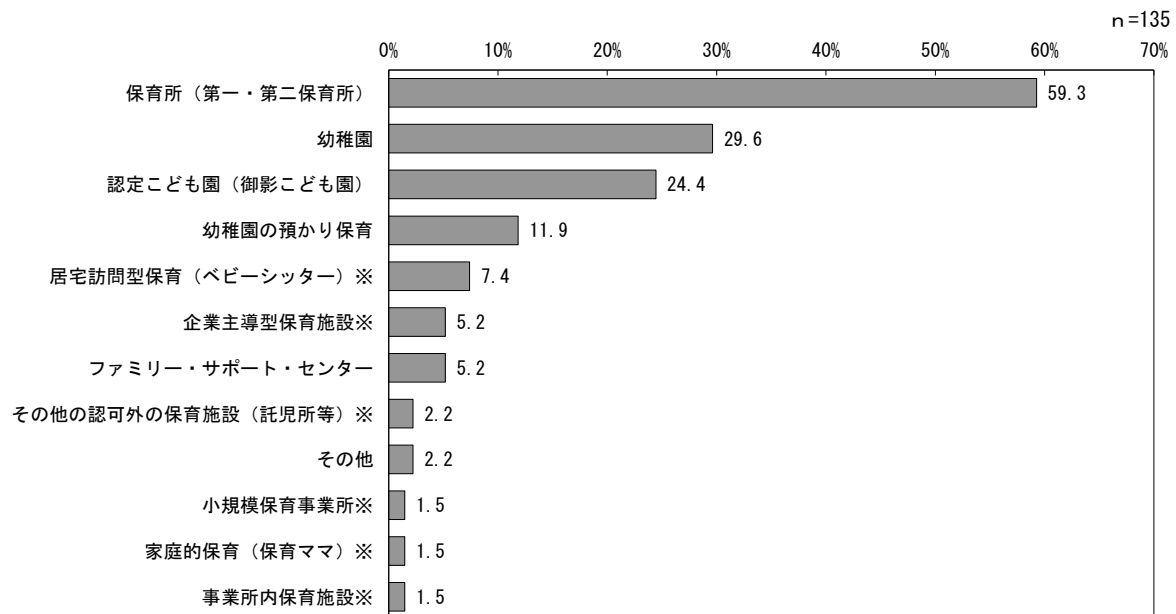
問 14-3 8. 子どもの年齢/[]歳くらいになったら利用しようと考えている

「3歳」66.7%、「1歳」、「2歳」16.7%となっています。



問 15 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業をお答えください

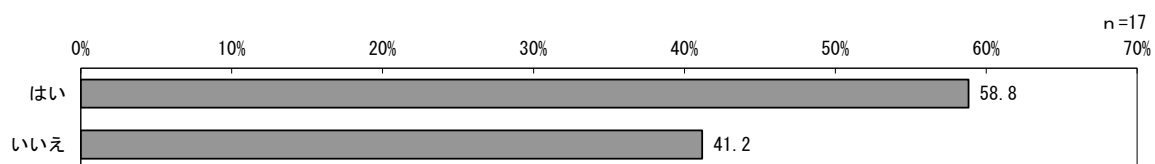
「保育所（第一・第二保育所）」59.3%で最も多く、次いで「幼稚園」29.6%、「認定こども園（御影こども園）」24.4%、「幼稚園の預かり保育」11.9%、「居宅訪問型保育（ベビーシッター）※」7.4%と続いています。



※清水町では実施していない事業です。

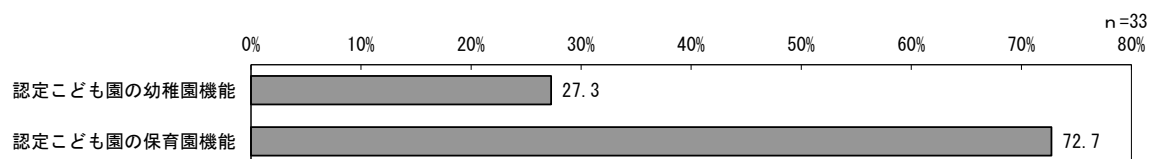
問 15-1 その中でも、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか

「はい」58.8%、「いいえ」41.2%となっています。



問 15-2 認定こども園（御影こども園）の幼稚園機能と、保育園機能どちらの利用を強く希望しますか

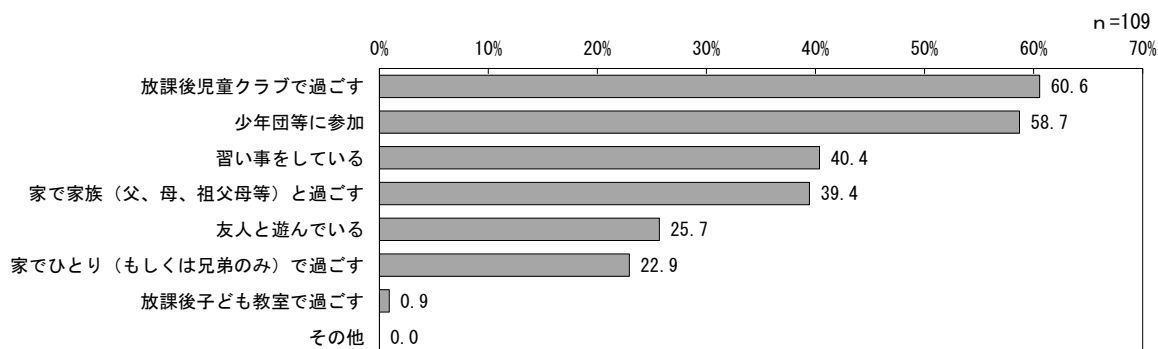
「認定こども園の保育園機能」72.7%、「認定こども園の幼稚園機能」27.3%となっています。



●小学生児童の保護者

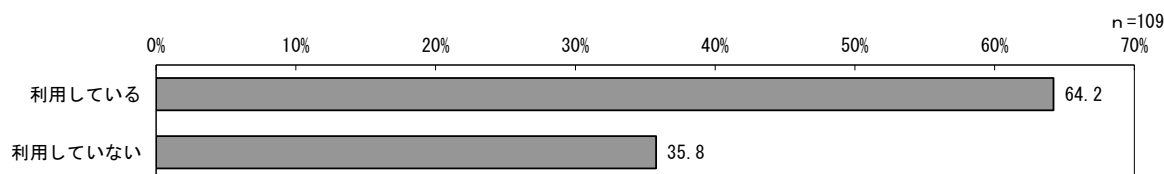
問 15 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「放課後児童クラブで過ごす」60.6%で最も多く、次いで「少年団等に参加」58.7%、「習い事をしている」40.4%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」39.4%、「友人と遊んでいる」25.7%と続いています。



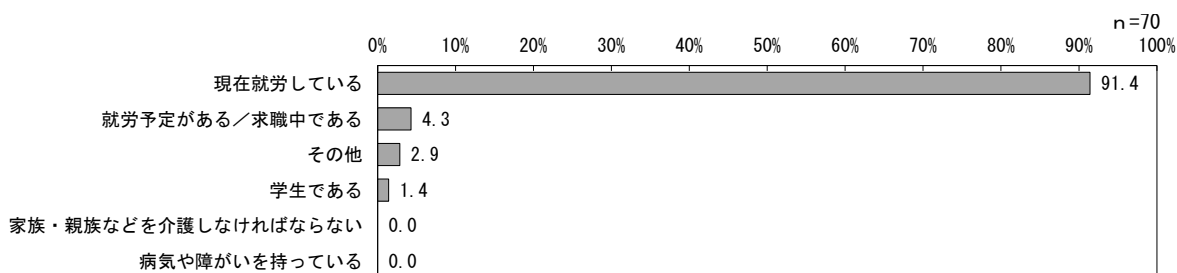
問 16 現在、放課後児童クラブを利用していますか

「利用している」64.2%、「利用していない」35.8%となっています。



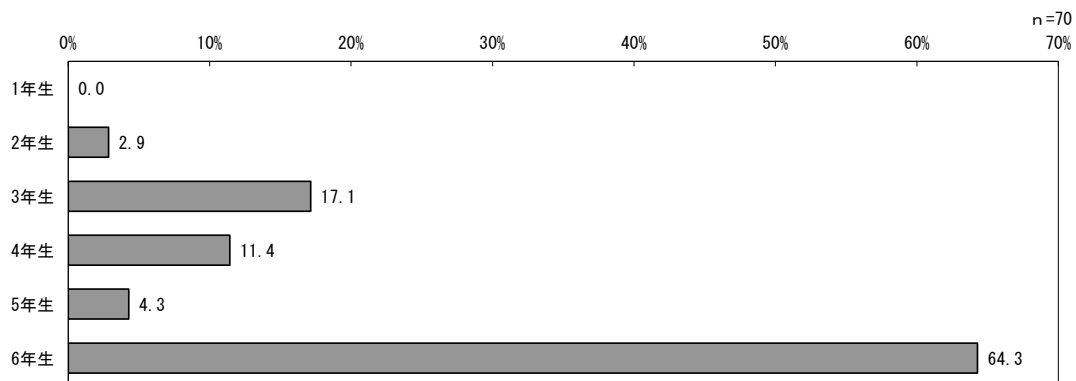
問 16-1 (2) 放課後児童クラブを利用しているおもな理由

「現在就労している」91.4%で最も多く、次いで「就労予定がある／求職中である」4.3%、「その他」2.9%、「学生である」1.4%と続いています。



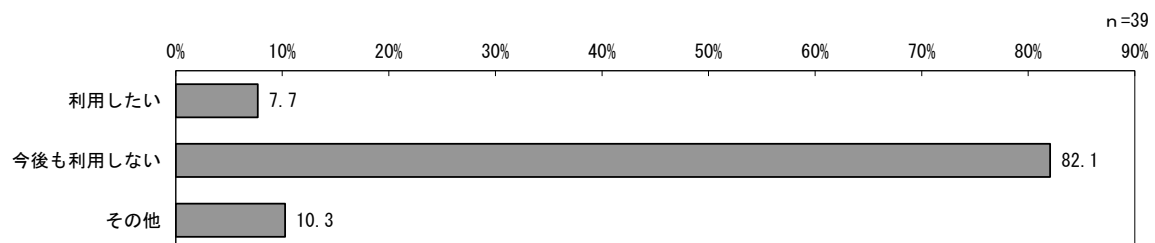
問 16-1 (3) 放課後児童クラブの平日の利用について、今後、何年生まで利用したいとお考えですか

「6年生」64.3%で最も多く、次いで「3年生」17.1%、「4年生」11.4%、「5年生」4.3%、「2年生」2.9%と続いています。



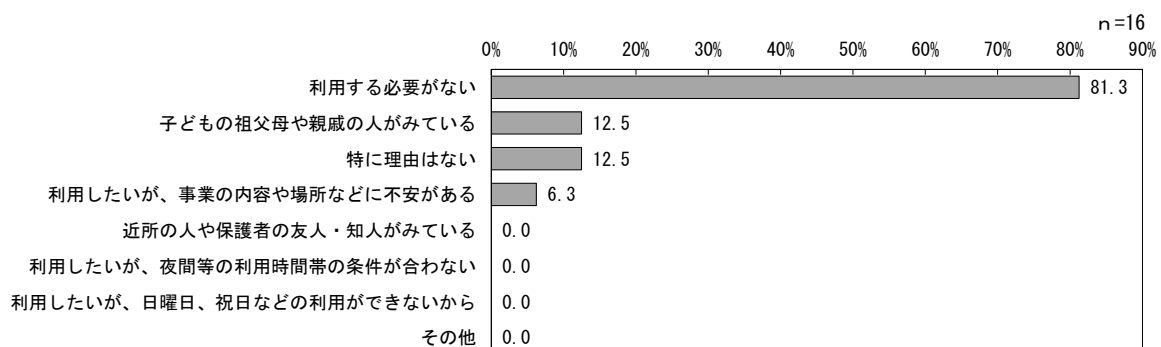
問 16-2 現在利用していない方で、お子さんについて、今後、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか

「今後も利用しない」82.1%で最も多く、次いで「その他」10.3%、「利用したい」7.7%と続いています。



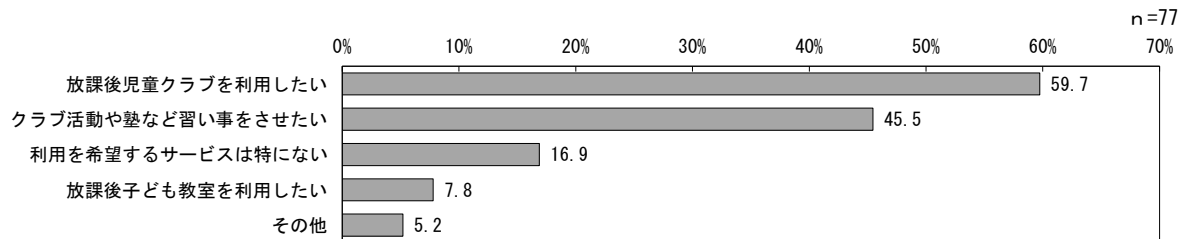
問 16-3 放課後児童クラブを利用していない理由は何ですか

「利用する必要がない」81.3%で最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「特に理由はない」12.5%、「利用したいが、事業の内容や場所などに不安がある」6.3%と続いています。



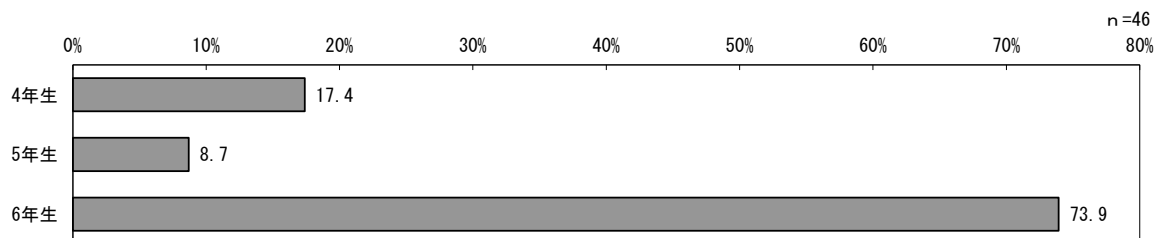
問 17 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「放課後児童クラブを利用したい」59.7%で最も多く、次いで「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」45.5%、「利用を希望するサービスは特にない」16.9%、「放課後子ども教室を利用したい」7.8%、「その他」5.2%と続いています。



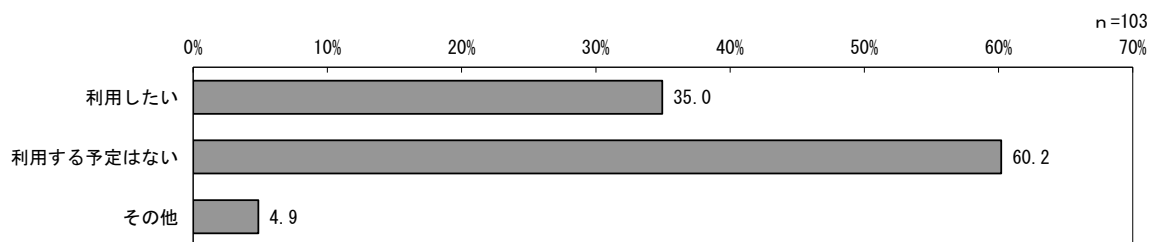
問 17 学年／1. 放課後児童クラブを利用したい

「6年生」73.9%で最も多く、次いで「4年生」17.4%、「5年生」8.7%と続いています。



問 18 放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」60.2%で最も多く、次いで「利用したい」35.0%、「その他」4.9%と続いています。



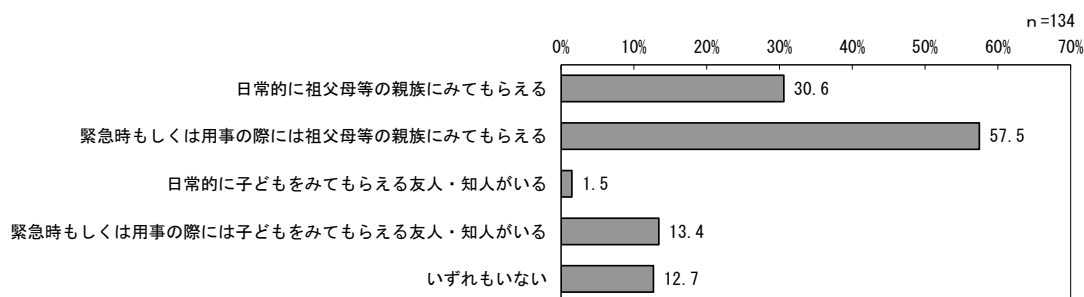
テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

●就学前児童の保護者

問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」57.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」30.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」13.4%、「いずれもない」12.7%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.5%と続いています。



問11「日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問12「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推察してみます。回答数から約3.1%の方が孤立している可能性が推察されます。

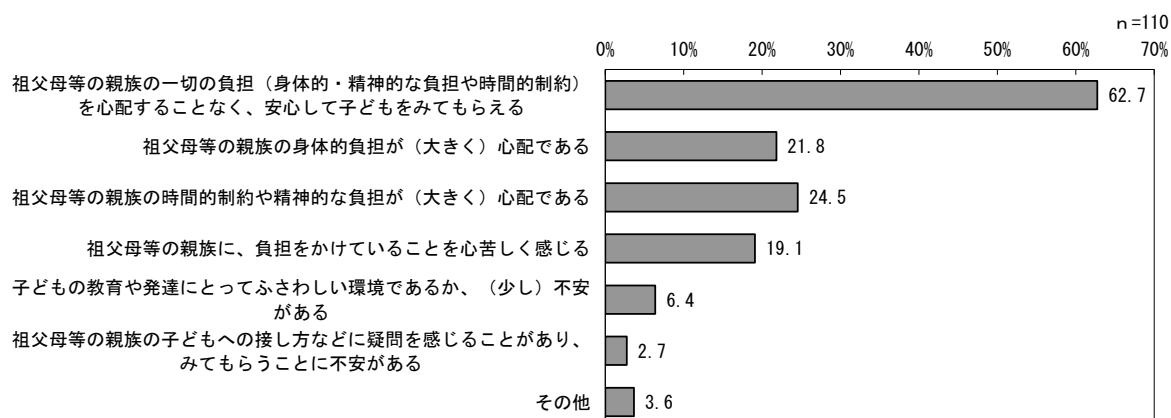
		合計	問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
全体			131	8
			100.0%	6.1%
問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	37	37	0
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	73	69	4
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	2	2	0
	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	18	18	0
	いずれもない	17	13	4
			100.0%	23.5%

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問11の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないように見えます。問11-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、より見えにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

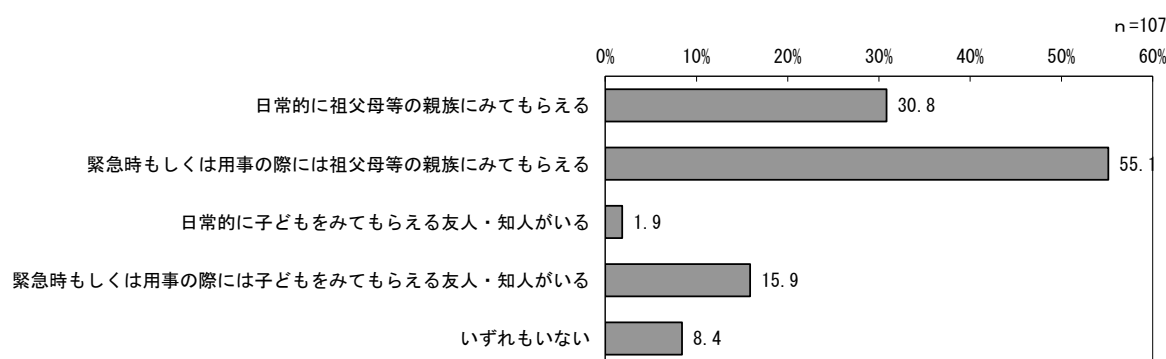
「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」62.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」24.5%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」21.8%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」19.1%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」6.4%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」55.1%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」30.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」15.9%、「いずれもない」8.4%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.9%と続いています。



問 12「日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 13「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答をクロス集計分析し、孤立や疎遠状況を推察してみます。全体の回答数から約 1.9%の方が孤立している可能性が推察されます。

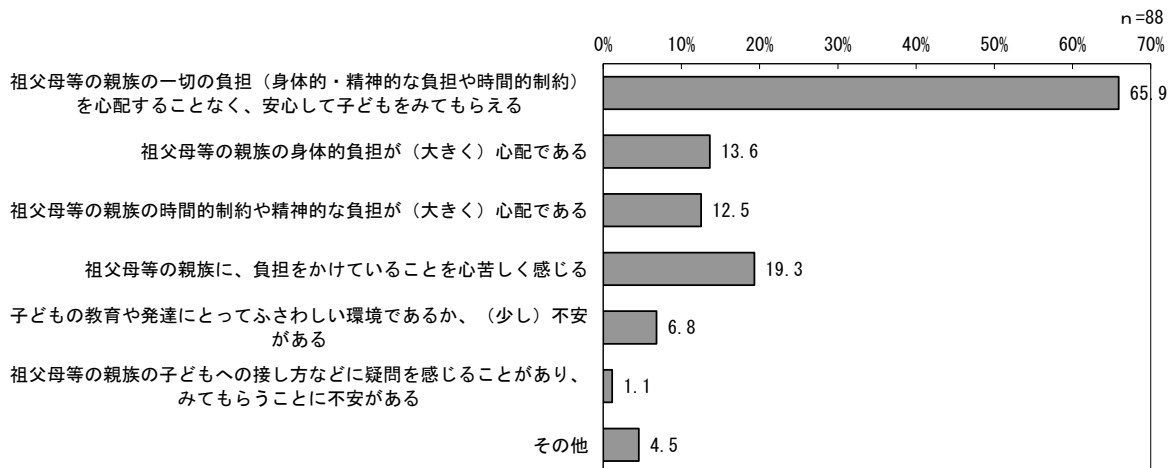
		合計	問13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか	
			いる／ある	いない／ない
全体		106	98	8
		100.0%	92.5%	7.5%
問12 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	33	30	3
		100.0%	90.9%	9.1%
	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	57	54	3
		100.0%	94.7%	5.3%
	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	2	2	0
		100.0%	100.0%	0.0%
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	17	17	0	
	100.0%	100.0%	0.0%	
いずれもない	8	6	2	
	100.0%	75.0%	25.0%	

この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流や親子参加イベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問12の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問12-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてはもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、より見えにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

問12-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」65.9%で最も多く、次いで「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」19.3%、「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」13.6%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」12.5%、「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」6.8%と続いています。

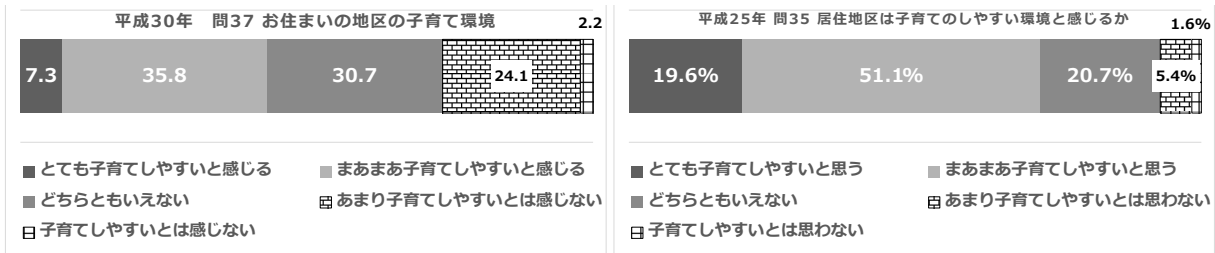


テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）と捉えて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前児童の保護者のアンケートでは、子育てしやすいと感じる（5段階評価で4～5に当たる）と回答した人が、子育てしやすいとは感じない（5段階評価で1～2に当たる）と回答した人より多くなっています。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすいと感じる（5段階評価で4～5に当たる）と回答した人の割合は27ポイント減少しています。

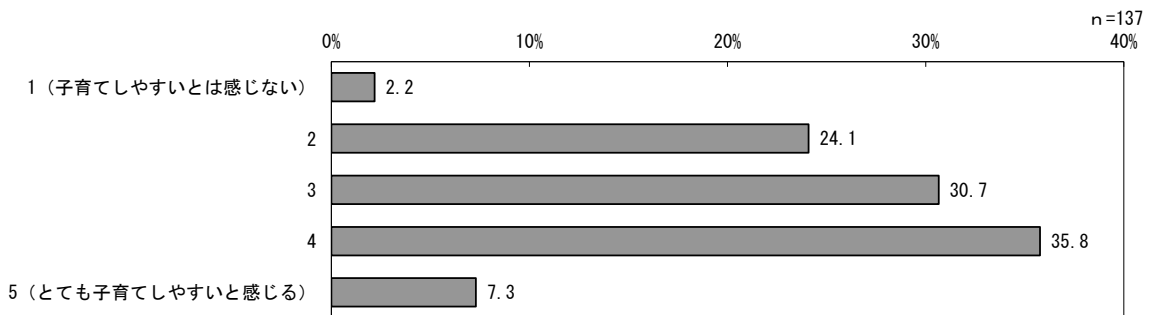
Q：あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。（就学前）



就学前児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」43.1%（「とても子育てしやすいと感じる」7.3%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」35.8%）、「子育てしやすいとは感じない」26.3%（「あまり子育てしやすいとは感じない」24.1%+「子育てしやすいとは感じない」2.2%）となっています。

問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

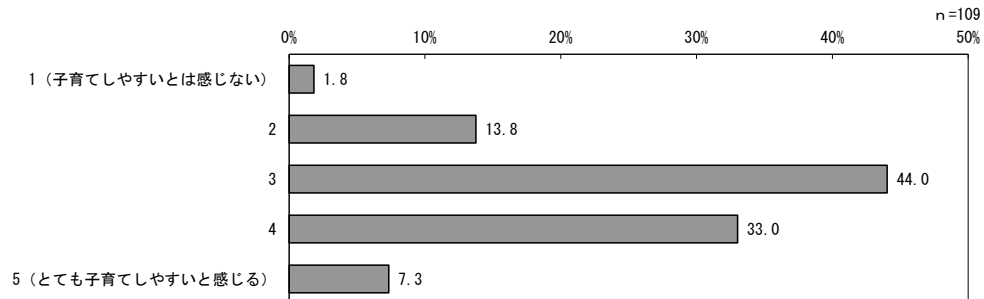
「4」35.8%で最も多く、次いで「3」30.7%、「2」24.1%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」7.3%、「1（子育てしやすいとは感じない）」2.2%と続いています。



一方、小学生児童の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」40.3%（「とても子育てしやすいと感じる」7.3%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」33.0%）、「子育てしやすいとは感じない」15.6%（「あまり子育てしやすいとは感じない」13.8%+「子育てしやすいとは感じない」1.8%）となっています。

問 25 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」44.0%で最も多く、次いで「4」33.0%、「2」13.8%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」7.3%、「1（子育てしやすいとは感じない）」1.8%と続いています。



●就学前児童の保護者 ニーズ調査より

		合計	1 (子育てしやすいとは感じない)	2	3	4	5 (とても子育てしやすいと感じる)
問37 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか							
全体		137	2.2%	24.1%	30.7%	35.8%	7.3%
問40 本町の子育て支援について希望することはありますか	子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	40	2.5%	37.5%	32.5%	25.0%	2.5%
	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	25	4.0%	40.0%	28.0%	28.0%	0.0%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	83	2.4%	25.3%	34.9%	36.1%	1.2%
	保育所を増やしてほしい	3	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%
	幼稚園を設置してほしい	8	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%
	保育所などの利用にかかる費用を軽減してほしい	15	0.0%	20.0%	33.3%	46.7%	0.0%
	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい	26	3.8%	26.9%	23.1%	38.5%	7.7%
	発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい	15	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%
	誰もが安心して医療機関にかかるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	42	2.4%	16.7%	33.3%	42.9%	4.8%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮してほしい	11	0.0%	45.5%	18.2%	36.4%	0.0%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	21	0.0%	28.6%	38.1%	23.8%	9.5%
	子育てについて学べる機会をつくってほしい	21	4.8%	33.3%	28.6%	33.3%	0.0%
	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	10	0.0%	30.0%	30.0%	40.0%	0.0%
	特にない	11	0.0%	9.1%	9.1%	45.5%	36.4%
	その他	14	0.0%	14.3%	42.9%	35.7%	7.1%

●小学生児童の保護者 ニーズ調査より

	合計	問25 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか					
		1 (子育てしやすいとは感じない)	2	3	4	5 (とても子育てしやすいと感じる)	
全体	109	1.8%	13.8%	44.0%	33.0%	7.3%	
問28 本町の子育て支援について希望することはありますか	子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい	20	0.0%	20.0%	50.0%	25.0%	5.0%
	子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい	12	0.0%	16.7%	58.3%	25.0%	0.0%
	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	43	0.0%	16.3%	60.5%	16.3%	7.0%
	保育所を増やしてほしい (ほしいと感じていた)	3	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%
	幼稚園を設置してほしい (ほしいと感じていた)	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	保育所の利用にかかる費用を軽減してほしい (ほしいと感じていた)	6	0.0%	0.0%	33.3%	50.0%	16.7%
	一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい (ほしいと感じていた)	10	0.0%	0.0%	20.0%	70.0%	10.0%
	発達支援センター、ことばの教室などのサポートを充実してほしい	8	0.0%	25.0%	25.0%	37.5%	12.5%
	誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい	29	6.9%	6.9%	34.5%	51.7%	0.0%
	公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい	9	0.0%	11.1%	55.6%	33.3%	0.0%
	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	14	0.0%	7.1%	50.0%	28.6%	14.3%
	子育てについて学べる機会をつくってほしい	13	0.0%	7.7%	46.2%	46.2%	0.0%
	子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい	9	0.0%	0.0%	44.4%	55.6%	0.0%
	特になし	24	0.0%	12.5%	29.2%	41.7%	16.7%
	その他	6	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%

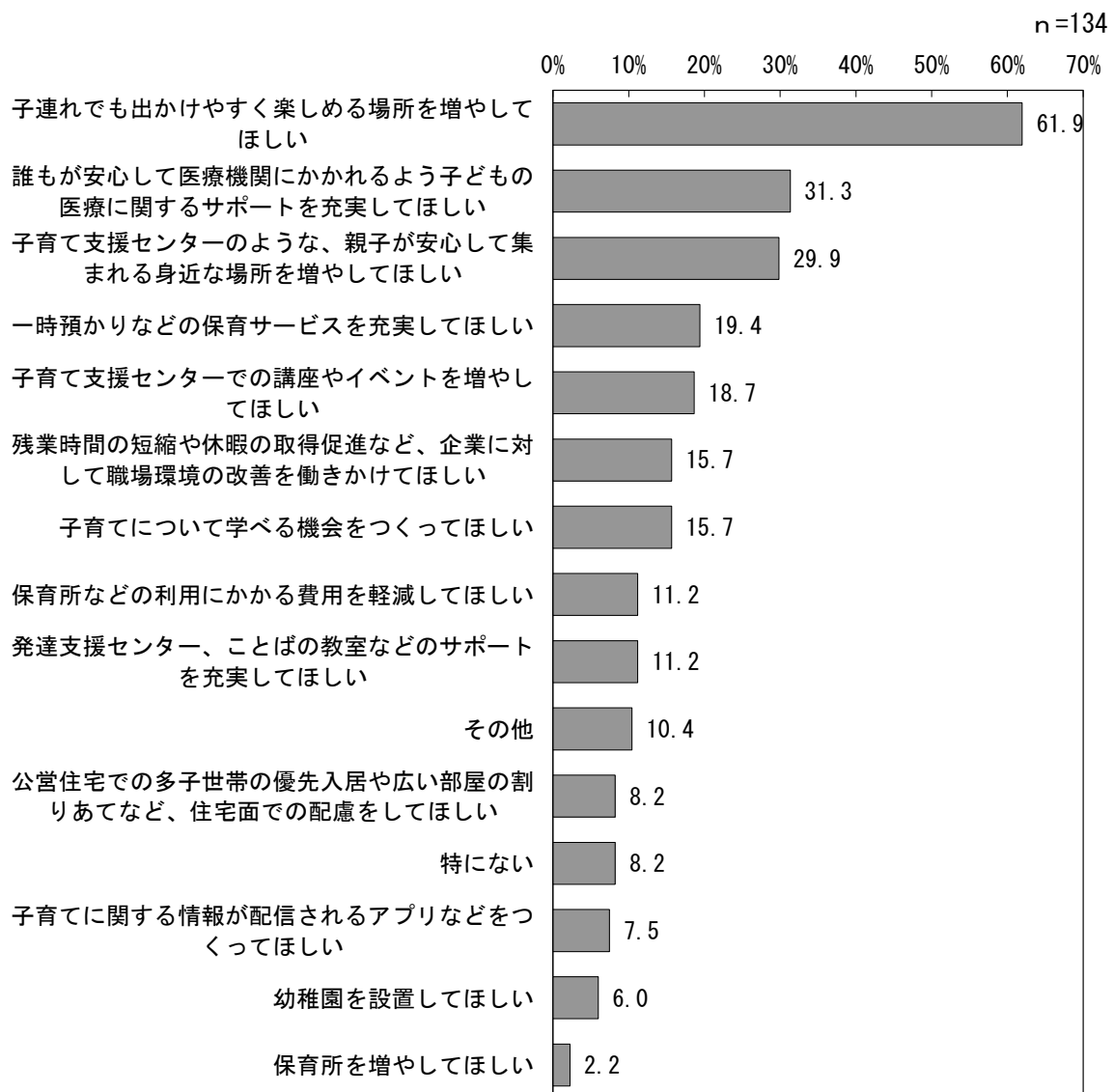
今後の取組検討課題については、就学前児童の保護者アンケートの問37「お住まいの地区の子育て環境」と問40「本町の子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない(5段階評価で1～2に当たる)と回答した方は、「子育て支援センターでのイベントや講座を増やしてほしい」や「保育所を増やしてほしい」、「一時預かりの保育サービス充実」、「公営住宅での優先入居や住宅面での配慮」、「子育てについて学べる機会を作ってほしい」などを希望する傾向が少し高い傾向になっています。

一方、小学生保護者アンケートの問25「お住まいの地区の子育て環境」と問28「本町の子育て支援について希望すること」をクロス集計分析してみると、子育てのしやすさの感じ方どれでも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない(5段階評価で1～2に当たる)と回答した方は、「子育て支援センターなどの親子で集まれる場所の希望」や「発達支援などのサポートの充実希望」などを希望する傾向が少し高い傾向になっています。

●就学前児童の保護者

問 40 本町の子育て支援について希望することはありますか

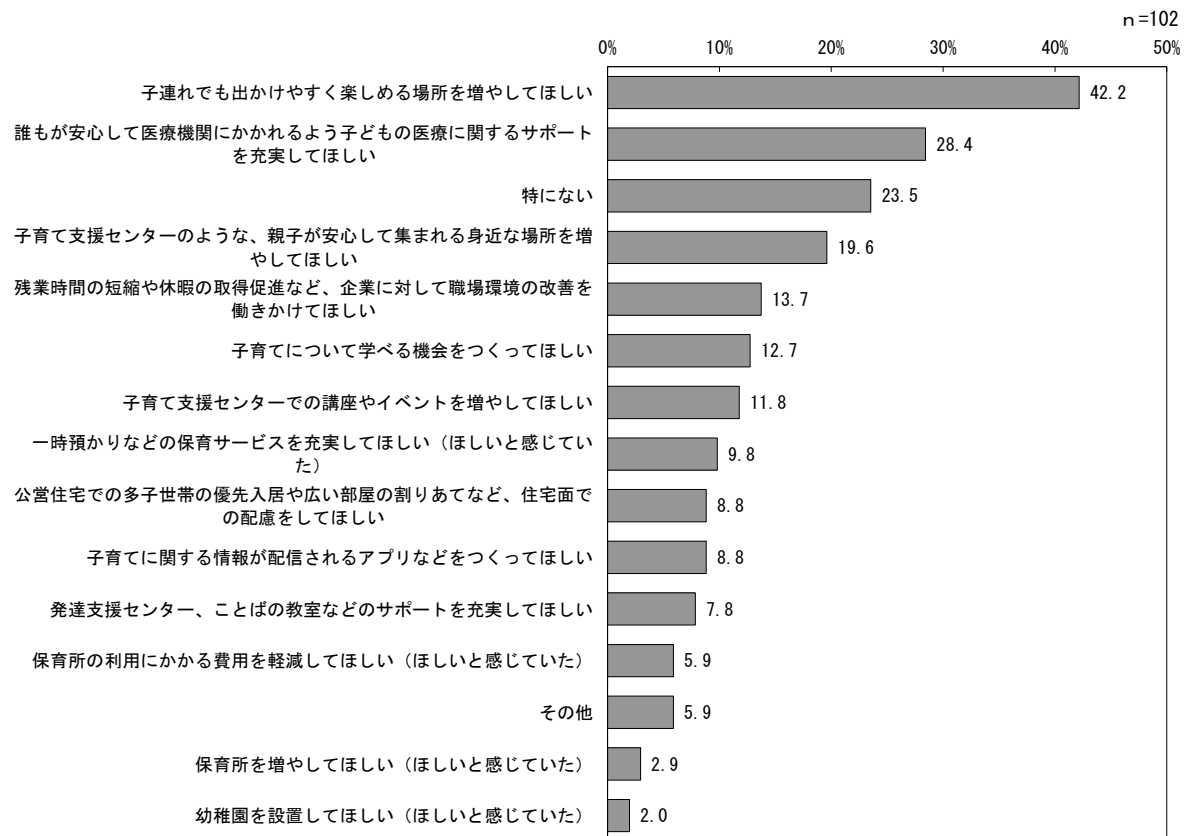
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」61.9%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」31.3%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」29.9%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」19.4%、「子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい」18.7%と続いています。



●小学生児童の保護者

問 28 本町の子育て支援について希望することはありますか

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」42.2%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」28.4%、「特にない」23.5%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」19.6%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」13.7%と続いています。

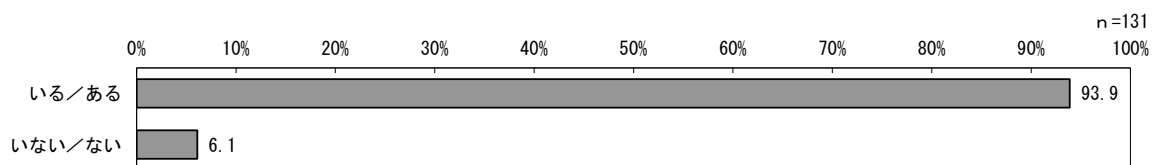


テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

●就学前児童の保護者

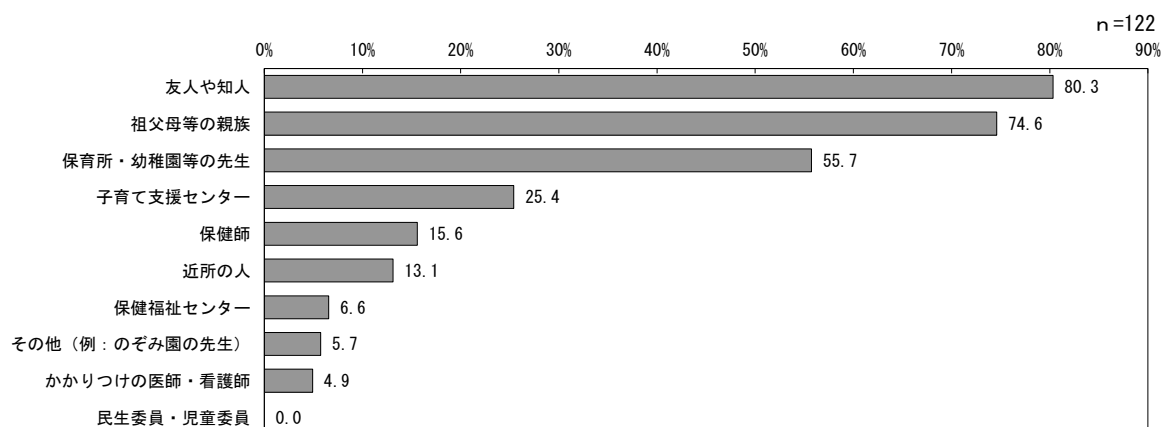
問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」93.9%、「いない／ない」6.1%となっています。



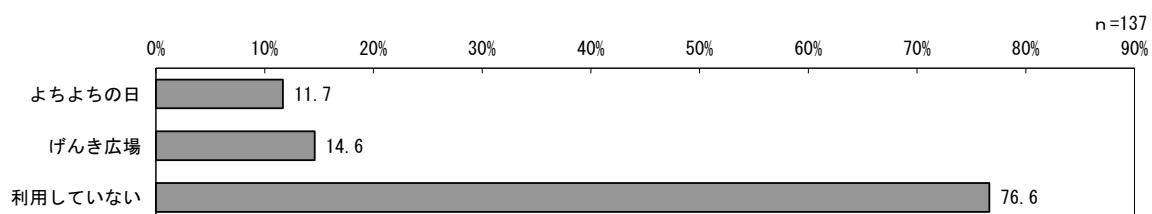
問12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」80.3%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」74.6%、「保育所・幼稚園等の先生」55.7%、「子育て支援センター」25.4%、「保健師」15.6%と続いています。



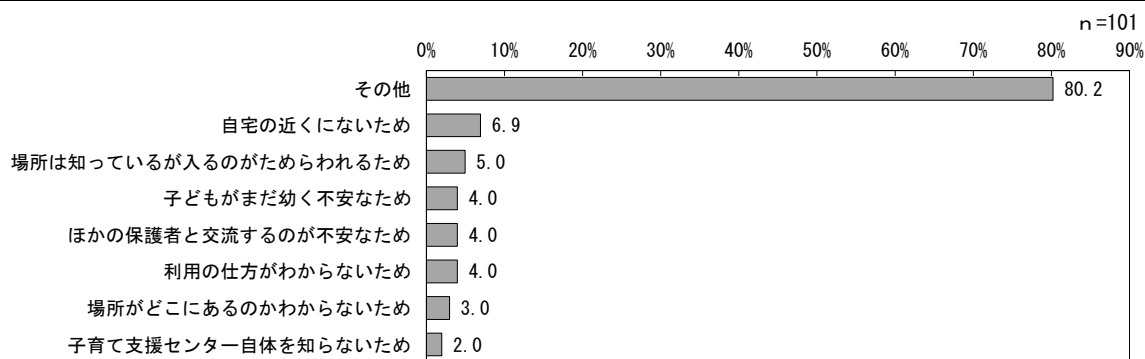
問16 おさんは、現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」76.6%で最も多く、次いで「げんき広場」14.6%、「よちよちの日」11.7%と続いています。



問 16-1 子育て支援センターを利用していない理由はおもに何ですか

「その他」80.2%で最も多く、次いで「自宅の近くにないため」6.9%、「場所は知っているが入るのがためられるため」5.0%、「子どもがまだ幼小不安なため」、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」、「利用の仕方がわからないため」4.0%、「場所がどこにあるのかわからないため」3.0%と続いています。

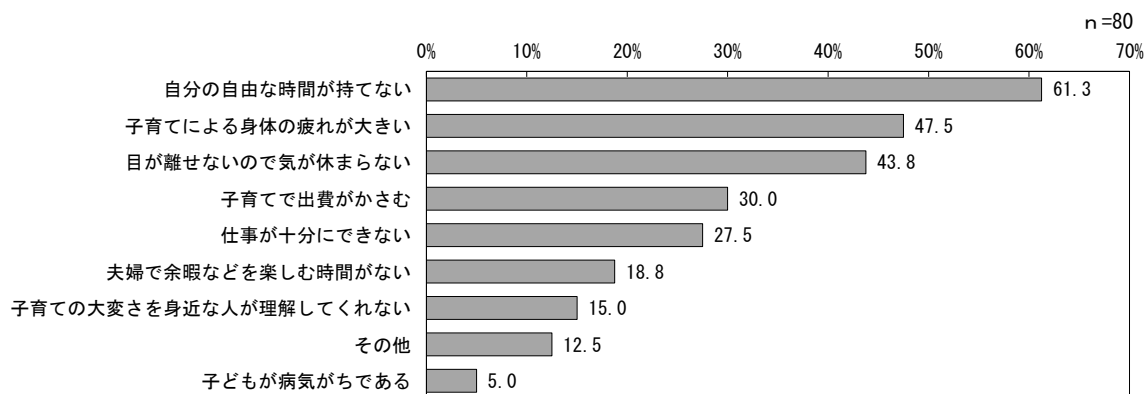


■その他の主な回答

保育所・認定こども園に通っているから。仕事で利用できないから。

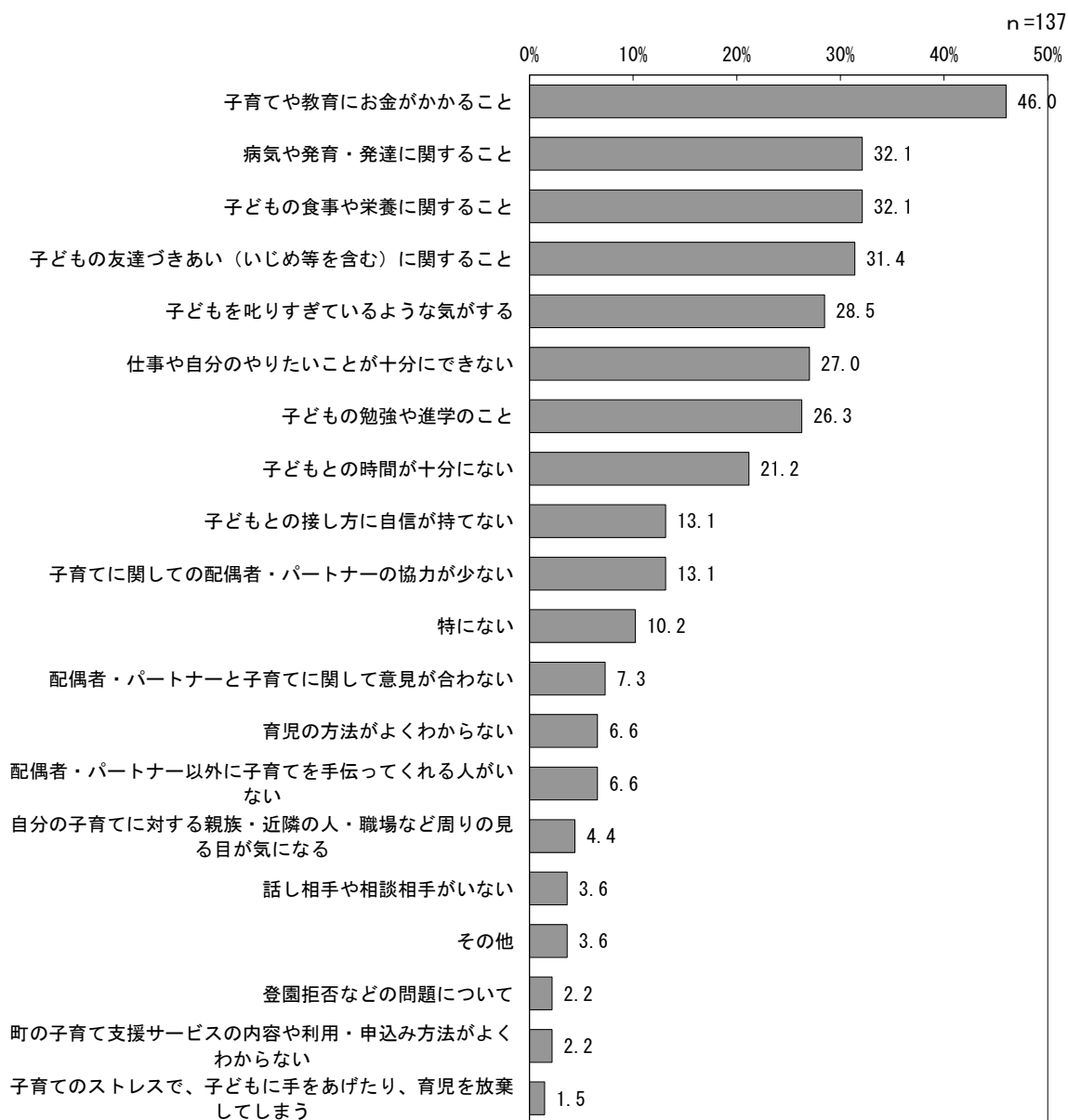
問 32-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「自分の自由な時間が持てない」61.3%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」47.5%、「目が離せないので気が休まらない」43.8%、「子育てで出費がかさむ」30.0%、「仕事が十分にできない」27.5%と続いています。



問 34 あなたは、特に日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

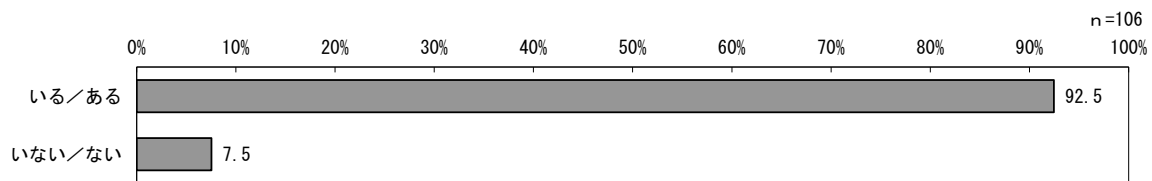
「子育てや教育にお金がかかること」46.0%で最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」32.1%、「子どもの友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること」31.4%、「子どもを叱りすぎているような気がする」28.5%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」27.0%と続いています。



●小学生児童の保護者

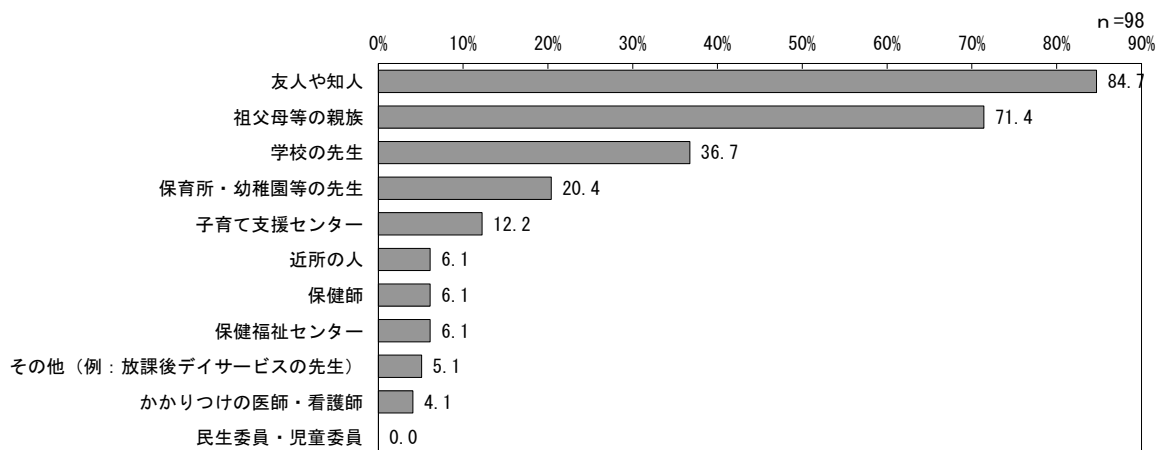
問 13 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」92.5%、「いない／ない」7.5%となっています。



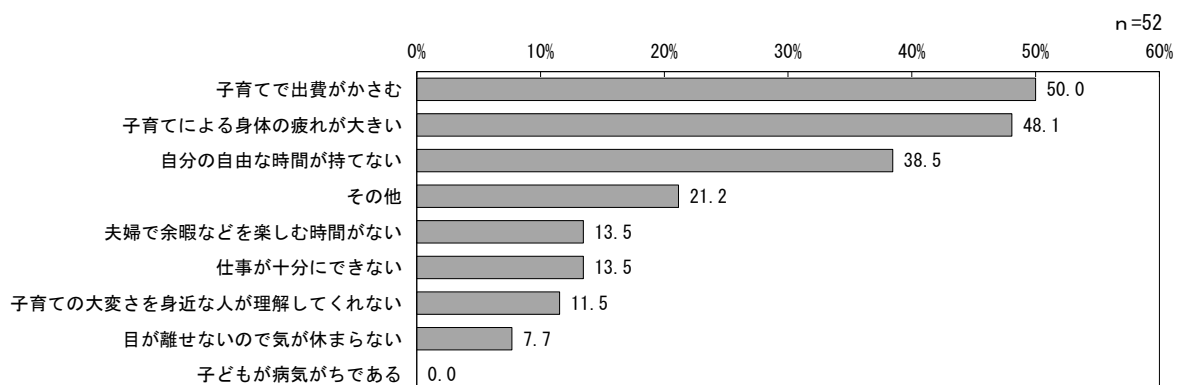
問 13-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」84.7%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」71.4%、「学校の先生」36.7%、「保育所・幼稚園等の先生」20.4%、「子育て支援センター」12.2%と続いています。



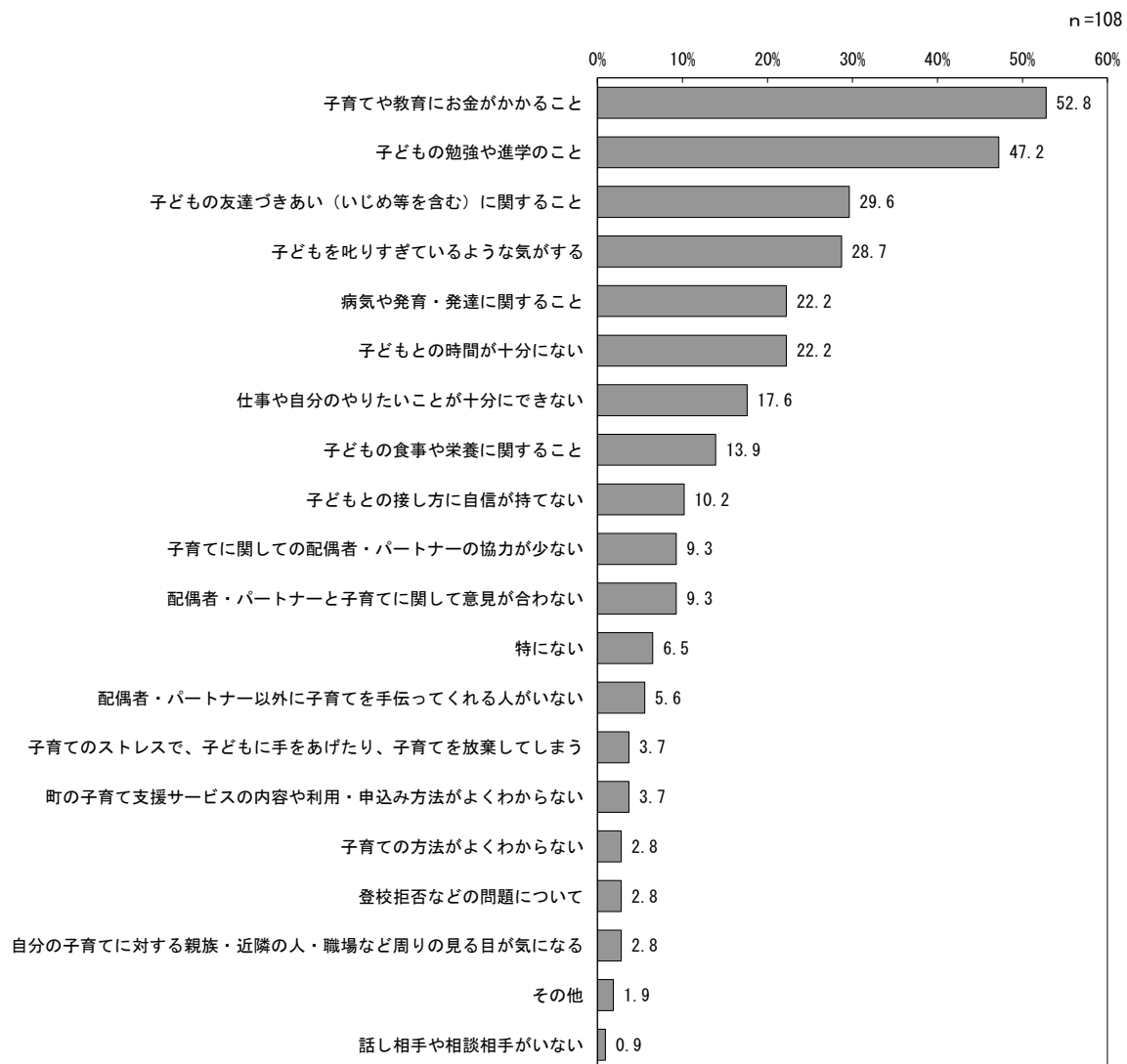
問 20-1 子育てをする上で、特に負担に思っていることはどのようなことですか

「子育てで出費がかさむ」50.0%で最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」48.1%、「自分の自由な時間が持てない」38.5%、「その他」21.2%、「夫婦で余暇などを楽しむ時間がない」、「仕事が十分にできない」13.5%と続いています。



問 22 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」52.8%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」47.2%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」29.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」28.7%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間が十分でない」22.2%と続いています。



5 清水町の子ども・子育て支援の課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題をテーマ別に記載しています

●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）と捉えて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。前回調査の平成25年に比べ、子育てしやすいと感じている（5段階評価で4～5に当たる）と回答した人は27ポイント減少しています。現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、「子育て支援センターでのイベントや講座を増やす」、「一時預かりの保育サービス充実」、「子育てについて学べる機会を作ってほしい」などの希望に対応していくことが課題と考えられます。

一方で、小学生児童の保護者では、「子育て支援センターなどの親子で集まれる場所」や「発達支援などのサポートの充実」を望む声があるので、保育サービスの充実を継続することが課題と考えられます。

●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「子どもの勉強や進学のこと」、「経済的な不安・負担について」、「子どもとの時間を十分にもてない」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

さらに、「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」「目が離せないのが気が休まらない」と子育ての負担感を訴える回答傾向が高いため、保護者の息抜き時間や休日につながるような施策の利用を提案することも課題と推察されます。

その他、アンケート結果からみる第一期計画からの継続課題については、以下の通りです。

●**教育・保育の質の向上に向けた課題**

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約4割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大など、周知方法等の整備を継続することが必要です。

●**子育て支援と育児環境の整備に向けた課題**

□気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や町の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。

□放課後児童クラブだけでなく、放課後子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後も必要です。

●**多様な生き方・働き方を支援するための課題**

□今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育所等に預けたいと希望する保護者は増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。

□就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実が必要です。

□今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

□職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取り組みを促す啓発活動が必要です。

これらの課題の解決につながるよう、子ども・子育て支援の様々な施策や事業を計画的に取り組んでいきます。



第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するため施設の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

1 清水町における教育・保育提供区域

清水町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	教育・保育の区域設定については 1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から清水町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による実施とします。

11 事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業	1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、清水町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域	現状どおり、清水町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1区域	現状どおり、清水町内全域とします。
養育支援訪問事業	1区域	現状どおり、清水町内全域とします。
子育て短期支援事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、清水町内全域とします。
一時預かり事業	1区域	教育・保育施設での利用も含むため、清水町内全域とします。
時間外保育事業 (延長保育事業)	1区域	通常、利用する施設等での利用が想定されるため、清水町内全域とします。
病児(病後児)保育事業	1区域	現状どおり、清水町内全域とします。(未実施)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、学童保育)	1区域	現状どおり、小学校区を基本として実施します。

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

国の基本指針等に沿って、「教育・保育の量の見込み」を定めます。本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分：1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）して、その上で施設型給付を行う全国統一の仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	幼稚園、認定こども園（保育幼稚園型） に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育所型） に該当
3号認定	0歳及び 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園（保育所型）、地 域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われることをいいます。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）1号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園（幼稚園型利用）を利用希望）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数（人）	38	31	31	30	30
2 確保の内容（人）	38	31	31	30	30
特定教育・保育施設	38	31	31	30	30
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足（2-1）（人）	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のことです。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(2) 2号認定(3歳以上、保育所、認定こども園(保育所型利用)を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数(人)	141	119	119	115	114
幼児期の学校教育の利用希望が強い	10	8	8	8	8
上記以外	131	111	111	107	106
2 確保の内容(人)	141	119	119	115	114
特定教育・保育施設	141	119	119	115	114
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)(人)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(3) 3号認定(0歳、保育所、認定こども園(保育所型利用)を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数(人)	3	3	3	3	3
2 確保の内容(人)	3	3	3	3	3
特定教育・保育施設	3	3	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)(人)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(4) 3号認定(1・2歳、保育所、認定こども園(保育所型利用)を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数(人)	50	49	49	49	47
2 確保の内容(人)	50	49	49	49	49
特定教育・保育施設	50	49	49	49	49
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)(人)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

【0歳から2歳の保育利用率の目標値設定について】

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷各年度推計人口(0～2歳)×100＝(小数点第一まで)」により算出した数値とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率(3号)(%)	38.4%	38.2%	38.5%	39.1%	38.2%
0歳～2歳児推計人口(人)	138人	136人	135人	133人	131人

(5) 2号認定及び3号認定(保育所、認定こども園(保育所型利用)を利用希望)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数(人)	144	122	122	118	117
幼児期の学校教育の利用希望が強い	11	9	9	8	8
上記以外	133	113	113	110	109
2 確保の内容(人)	144	122	122	118	117
特定教育・保育施設	144	122	122	118	117
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
過不足(2-1)(人)	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込みです。

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

3 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

清水町では、1施設で認定こども園を実施しています。国が進める教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的に捉えた環境の整備が重要となっています。

ただ、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、清水町でも子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うと共に、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施します。さらに、事業者が幼稚園・保育所等から認定こども園への移行する際や、事業者が新規に参入する場合の受け入れ体制づくりを図っていきます。

1 認定こども園の特徴

- ①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ②保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。
- ⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2 認定こども園の取り扱いについて

(1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

(2) 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

(3) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

①発達や学びの連続性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図る。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築すると共に、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供します。また、情報提供すると共に、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うと共に、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めると共に、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えると共に、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥特別支援教育や障害児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うと共に、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA 活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組について

1 外国につながる乳幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、帰国子女や外国籍の乳幼児、両親が国際結婚の乳幼児などいわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。

- 子育てに関する相談窓口と外国人等に関する行政窓口との連携、教育・保育施設の利用に必要な手続き・募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、子育て事業の利用に関する情報へのアクセス向上を図れる体制づくりを検討します。
- 外国語に対応できる職員の配置や翻訳機器等の活用、各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる乳幼児を受け入れるための体制を検討します。

2 乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施すると共に、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。特に職員配置の充実及び職員の資質の向上に向けた研修等の充実は、教育・保育施設の質の向上のためには必要と考えられます。

- ①教育・保育施設や幼・保・小の職員合同研修等、資質向上に向けた研修の充実
- ②職員の処遇改善を始めとする労働環境への配慮
- ③幼稚園・保育所・認定こども園等運営者間の連絡会等との連携の充実
- ④教育・保育施設における第三者評価の受審促進
- ⑤保育アドバイザーによる支援の拡充

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供すると共に、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下の通りです。

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

(基本型)

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、相談支援を実施する事業です。

(母子保健型)

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

[対象年齢]0～5歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型(か所)	1	1	1	1	1
母子保健型(か所)	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

清水町では、令和2年度から事業の実施を検討します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5 歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	129	117	117	114	113
確保の方策(人)	129	117	117	114	113

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

■量の見込み

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (人)	1年生	48	47	56	33	38	36
	2年生	51	48	45	54	31	36
	3年生	53	50	45	42	51	29
	4年生	26	39	39	35	33	39
	5年生	30	29	27	26	24	22
	6年生	28	26	3	28	28	25
②確保の内容(人)		236	239	243	219	205	188
差(②-①)(人)		0	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。また、清水町小学校では、学童クラブに通っていない子どもも利用できる放課後こども教室を実施します。

■「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」といわれている、就学後の放課後の子どもの居場所づくりのため、また、女性の就業率上昇も踏まえた利用者の増加にも対応するため「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

清水町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、または連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを継続していきます。

●新・放課後子ども総合プランの取組方針

【令和6年度までの取組方針】

清水町では、新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるように努めます。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳 実績無し

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/年)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

国の財政支援状況を鑑みて、清水町の予算措置を検討の上、実施ができるかどうか検討を進めていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うと共に、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	46	46	44	44	44
確保の方策(人)	46	46	44	44	44
実施機関	保健福祉課健康推進係(保健師)				

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。現状では、保健師が地区ごとに乳児のいる家庭を訪問しています。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」のことで、

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童(注)

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	15	14	14	13	13
確保の方策(人)	15	14	14	13	13
実施機関	子育て支援課子育て支援係、保健福祉課健康推進係				

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。家庭内での育児に関する援助を、保健師、指導員、保育士等が直接家庭を訪問して実施しています。また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の代表者と協議する代表者会議を年1回、児童に係るトラブルに関するケース会議を年数回開催し、問題の軽減に取り組んでいます。

(注) 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
児童福祉法第六条の三の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢]0～2歳

[単位]延べ利用者数（月間）人／回

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人／回)	4,585	4,518	4,485	4,418	4,352
確保の方策(か所)	2	2	2	2	2

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園や保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢]①幼稚園在園児は3～5歳 ②幼稚園型以外は0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

①幼稚園における在園児対象型（幼稚園型）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日／年)	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0	0	0	0	0
確保の方策(人日／年)	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

②保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	249	267	253	320	310
確保の方策(人日/年)	249	267	253	320	310
保育園等の一時預かり (幼稚園型以外)	249	267	253	320	310
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児（病後児）保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢]0～5歳

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	273	247	247	241	238
確保の方策(人日/年)	—	—	—	—	—
病児保育事業	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	—	—	—	—	—

■確保の方策方針

国の財政支援状況を鑑みて、清水町の予算措置を検討の上、実施ができるかどうか検討を進めていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

[対象年齢] 就学児

■量の見込み（低学年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	19	19	17	15	13
確保の方策(人/日)	19	19	17	15	13

■量の見込み（高学年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/日)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/日)	0	0	0	0	0

■確保の方策方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

■量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	46	46	44	44	44
確保の方策(人)	46	46	44	44	44
実施機関	保健福祉課健康推進係（保健師）				

■確保の内容方針

清水町では、現状に引き続き事業を実施します。現状では、妊婦健診の受診票（妊婦健診14回分、超音波検査6回分の費用助成券）を発行し、実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

■確保の方策方針

国の財政支援状況を鑑み清水町の予算措置も検討の上、国の制度に則り、低所得世帯への実施を図ります。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保の方策方針

清水町では、新規事業者が円滑に事業を実施できるように図っていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について、清水町として連携を推進します。



第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

清水町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①関係機関との連携及び清水町における相談体制の強化

清水町における子ども・子育てに関する相談体制は、「子育て支援課」をはじめ、「保健福祉課」「学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、小・中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握すると共に、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図ると共に、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに、児童相談所全国共通ダイヤル189の周知や地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

<次世代行動計画関連事業>

- ・スキルアップのための研修会等への参加
- ・関係機関との連携強化
- ・対応マニュアル作成、相談窓口の設置

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

<次世代行動計画関連事業>

- ・助言・援助・相談の継続実施
- ・助産施設への入所
- ・児童扶養手当
- ・母子家庭自立支援給付金支給事業
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業

3 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施推進を図ります。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進すると共に、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、小中学校においては保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進すると共に、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

<次世代行動計画関連事業>

- ・専門性の習得と関係者の理解
- ・児童デイサービス（支援費）
- ・援助・支援方法の検討
- ・障害者（児）日常生活用具給付等事業
- ・特別支援教育の推進
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・心身障害児通所等交通費助成
- ・児童居宅介護（支援費）
- ・早期発見早期療育環境の整備
- ・児童短期入所（支援費）

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

（１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、また、仕事と生活の調和の実現に向け、事業者に向けて残業時間の上限枠や有給休暇取得の義務化などの情報提供と啓発の充実にも努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

<次世代行動計画関連事業>

- ・男女共同参画についての啓蒙
- ・事業主への広報活動、加入促進のための説明会開催
- ・「おやじの会」継続
- ・各種制度の啓蒙啓発
- ・雇用促進事業による雇用の場の確保

5 子どもの安心・安全な環境の充実

国は、登下校時における子どもの安全確保について平成30年6月22日「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。

従来の見守り活動に限界が生じ「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であるといえます。

令和元年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しました。

国では、令和元年6月18日「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定しました。まず、緊急に取り組む対策として、子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進めることとしました。

清水町では、早急な対応として通学路点検調査を行いました。また、子どもの安全・安心な環境を充実させることが急務として以下のような施策方針をまとめ、今後取り組んでいくこととします。

施策の方針について

■未就学児が日常的に利用する道路や小学生などの通学路の安全確保について

子どもを交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に日常的に利用する道路などの通学路の緊急合同点検を実施します。各道路管理者、警察署、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校や中学校、PTAや地域住民と連携して町内の通学路等の点検を実施し、点検箇所については各幼稚園、保育所、小学校や中学校からの要望を踏まえて、道路交通安全環境の整備推進をしていきます。また、得られた情報については地域安全マップ作成時の情報提供にも使用していきます。さらに、子どもの通行が多い生活道路等は適切な交通指導取締りを警察署へ要望をしていきます。

■高齢者の安全運転を支える対策について

年4回の交通安全運動時に開催される高齢者交通安全教室への参加を促し、高齢者の安全に運転する技術の維持を基本とします。75歳以上を対象とした臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の広報、また、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納への各種支援策の広報・啓発などをより一層進めていきます。

第8章 次世代育成支援行動計画の継続について

1 次世代育成支援行動計画の継続と目的について

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、清水町においてこれまで取り組んできた「清水町次世代育成支援行動計画」を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援に係る総合的な施策に基づいて、次世代育成支援対策を推進します。

2 次世代育成支援地域行動計画の取り組みの方向

(1) 清水町次世代育成支援行動計画の基本理念

親と子が家族とまちを愛し 未来を担うふるさとづくり

第5期清水町総合計画の基本的視点を受け継ぎながら、子育て等を取り巻く社会変化に対応する新たな施策等を踏まえ、本町における「少子高齢化への対応」を図っていくと共に、清水町の明日を担う子ども達の成長を社会全体で支援していくことを目指しています。

子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもと、町全体で子育ての意義を深めると共に、子ども達がふるさとである清水町で育った記憶と愛着を持ち、また、親と子が子育て・子育ての過程で共に成長していくことにより、それぞれが次の世代としての自覚とまちづくりへの関心が持てるような施策を展開していく必要があります。

町民、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びや町への愛着、そして町への関わりを持てるようなふるさとづくりを進めるため、本計画の基本理念を「親と子が家族とまちを愛し未来を担うふるさとづくり」とし、次世代育成支援に取り組んでいきます。

(2) 清水町次世代育成支援行動計画の基本目標

- 目標1 地域における子育ての支援
- 目標2 親子の健康づくり
- 目標3 ふるさとのまちづくりを担う子どもの教育環境づくり
- 目標4 子育てを支援する生活環境の整備
- 目標5 仕事と子育ての両立の推進
- 目標6 子どもの安全の確保
- 目標7 きめ細やかな取り組みによる要保護児童への支援

3 対象

清水町次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象は下表の通りです。

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								
次世代育成支援対策推進法								

4 施策の取り組み状況

目標1 地域における子育ての支援

【施策展開の基本方針】

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
1	情報提供	子育て支援課 児童保育係・子育て支援係	保護者との情報の相互共有と情報交換の促進 (1) 施設や事業に関わるお便りや通信で継続的に情報を伝える。 (2) 保育士等からの保護者への話しかけにより意思疎通を図り、情報交換を促進する。	継続
2	相談、交流支援	子育て支援課 子育て支援係	子育て支援センタープレイルームの開放 (1) 開放日時の設定と周知 (2) 遊びの工夫と相談体制の確立	継続
3	子育て相談	子育て支援課 子育て支援係	子育て支援センター事業として実施 現状の相談体制を継続して実施する。	継続

(2) 子育て支援サービス

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
4	放課後児童クラブ(学童保育所)・清水放課後子ども教室	子育て支援課 児童保育係	<u>ガイドラインに即した運営と施設の有効活用</u> (1) 1クラブ50人以下の規模で運営する。 (2) 清水学童クラブは清水小学校の余裕教室等を有効活用する。 (3) 御影学童クラブは世代間交流センターを有効活用する。 (4) 清水小学校の余裕教室において、下校時から15:30分まで学童クラブの児童と学びと交流を目的とした清水放課後子ども教室を実施する。	継続
5		子育て支援課 児童保育係・学校教育課 総務係・給食センター	<u>施設の運用とクラブの運営の充実</u> (1) 育成時間は学校のある日は下校時から18時まで、学校がお休みの日(土・夏・冬休みなど)は8時から18時まで (2) 定員は清水第1及び第2学童クラブは50人、御影学童クラブは60人 (3) 清水放課後子ども教室を実施するに当たり、清水学童は清水小学校の余裕教室等の利用方法を確立する。 (4) 御影学童は登録児童が増える傾向にあるので世代間交流センターの有効活用を検討する。	継続
6	ファミリー・サポート事業の検討	子育て支援課 子育て支援係	<u>登録者の増加と事業の利用促進</u> (1) 現会員の相互連携を図る交流会を開催し、会員の顔が見える中で事業の促進を進める。 (2) 現会員の口コミや事務局からのPRを行い会員拡大に努める。	継続
7	子育て支援事業の充実	子育て支援課 子育て支援係	<u>生活形態の多様化に沿った支援事業</u> (1) 現行の人員と場所を有効に活用し、プレイルールの開放とも関連させる。 (2) 保健福祉センター内での親子の居場所を充実する。	継続
8	子育てサークルの育成・支援	子育て支援課 子育て支援係	<u>子育てサークル育成支援策の検討</u> 小グループに対し活動のお手伝いを行い、サークル化へ向けた育成・支援を検討する。	継続
		社会教育課 社会教育係	<u>子育てサークル育成支援策の推進</u> (1) 活動プラン作成の際指導 (2) 活動に対する助言と支援	継続
9	子育てネットワークづくりの支援	子育て支援課 子育て支援係	<u>親が中心となる活動の支援</u> 子を持つ親が中心となつての活動(小グループ)を、行政や主任児童委員等が支えていけるような体制を検討する。	継続
10	一時保育事業の実施	子育て支援課 児童保育係	<u>一時保育事業の実施</u> (1) 保護者が安心して子育てに打ち込めるための一時保育事業の継続実施 (2) 利用促進を図るため保育料等の見直しを検討する。	子ども・子育て支援事業計画に移行
11	児童手当	子育て支援課 児童保育係	<u>児童手当の実施</u> 国の制度に基づき、実施する。	継続

(3) 保育サービス

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
12	保育サービス	子育て支援課 児童保育係	ハき地保育所の再編完了	子ども・子育て支援事業計画に移行
13		子育て支援課 児童保育係	延長保育の実施及び開所日数の確保 (1) 早朝保育 午前7時30分～午前8時30分 (2) 通常保育 午前8時30分～午後5時30分 (3) 特例保育 午後5時30分～午後6時 (4) 事業開催日の翌日の振り替えを止め、保育日とする。	子ども・子育て支援事業計画に移行
14		子育て支援課 児童保育係	常設保育所の再編 少子化への対応及び施設の効果的運用のため常設保育所の集約を検討する。	子ども・子育て支援事業計画に移行

(4) 児童の居場所づくり、児童健全育成

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
15	児童の居場所づくり、児童館	子育て支援課 児童保育係	状況を見据えた施設の改修・整備 児童館は休館となったので、改修の必要がなくなった。*再利用の方針を検討	継続
16		子育て支援課 児童保育係	児童館の開館時間の見直し 児童館は休館となったので、時間の見直しの必要がなくなった。	継続
17	児童健全育成	学校教育課 学校教育係	関係機関の連携による健全育成の推進 清水町の青少年の健全育成を目指し、関係機関との情報交流や連携強化を図り、校内外の生活全般について会議や研修会を通して町内の青少年の健全育成を推進する。	継続
18	学校開放	社会教育課 スポーツ係	継続実施 現状の使用規定（体育館、グラウンドの利用は5名の監督者がいる登録団体）で継続する。 (1) 清水小学校・清水中学校・御影中学校：体育館・グラウンド (2) 御影小学校：体育館・グラウンド・水泳プール	継続
19	非行防止、問題行動への対応、安全点検の実施	学校教育課 学校教育係	継続実施 現状で継続して実施する。	継続
20	不登校・引きこもり対策	学校教育課 学校教育係 子育て支援課 子育て支援係	関係機関を含めたケース検討の実施 現状で継続して実施する。 個別的対応が必要なため、個々の事案で対策内容を弾力的に検討・実施する。	継続

(5) 世代間交流、地域資源を活用した子育て支援

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
21	世代間交流事業	社会教育課 社会教育係	継続実施 ●世代間交流として今後も継続予定	継続

目標 2 親子の健康づくり

【施策展開の基本方針】

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身に付けられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

(1) 子どもと母親の健康の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
22	子どもと母親の健康の増進	学校教育課学校教育係	学校保健 現状で継続して実施する。	継続
23		保健福祉課健康推進係	妊婦健康相談 現状で継続して実施する。 (1) 母子手帳発行時の相談 (2) 電話相談 (3) 来所相談	継続
24		保健福祉課健康推進係	健康相談 現状で継続して実施する。 (1) 4か月児、10か月、7～8か月、1歳6か月、3歳児健診時の相談 (2) 乳幼児健康相談 (3) 電話相談 (4) 来所相談	継続
25		保健福祉課健康推進係	特定不妊治療費及び交通費助成事業 現状で継続して実施する。 (1) 特定不妊治療費の助成 (2) 特定不妊治療に係る交通費の助成	継続
26	子どもと母親の健康の増進	保健福祉課健康推進係	医療機関委託健康診査(妊婦) 現状で継続して実施する。 (1) 妊婦一般健康診査の助成 (2) 音波検査の助成	継続
27		保健福祉課健康推進係	母親学級(ママパパ学級) 現状で継続して実施する。	継続
28		保健福祉課健康推進係	育児学習の支援 現在実施の他の事業と併せて実施していく。	継続
29		子育て支援課児童保育係・子育て支援係	小児救急法講習会 (1) 講習会を開催することで、救急法の必要性の認識を維持する。 (2) 参加できない人のためにはお便りなどで知識の伝達を図る。	継続
30		保健福祉課健康推進係	各種乳幼児健康診査 (1) 4か月児健診 (2) 10か月児健診 (3) 1歳6か月児健診 (4) 3歳児健診	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
31		保健福祉課健康推進係	<u>妊産婦・新生児訪問指導</u> 現状で継続して実施する。 (1) 妊婦訪問 (2) 産婦訪問 (3) 新生児訪問	継続
32		保健福祉課健康推進係	<u>離乳食訪問</u> 基本的な食に対する知識と離乳食初期の味や食感を体験しながら伝えていく。	継続
33		保健福祉課健康推進係 子育て支援課子育て支援係	<u>要継続指導児への支援</u> 特に幼児の健診で、対人面行動面で問題のあるケースが毎回あり、そのケースをその後支援していくためには、保健師だけの支援では限界があるため、専門職のバックアップ体制とそのケースに関わっている専門職が問題を共有して、連携を取っていく体制づくりの検討が必要である。	継続

(2) 食育

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
34	食育の推進	保健福祉課健康推進係	<u>離乳食講習会</u> 現状で継続して実施する。	継続
35		学校教育課給食センター業務係	<u>安心安全の給食</u> (1) 安全で安心できる食材として生産者の顔が見える食材の購入に努める。 (2) 家庭・学校・生産者と給食センターが連携して食育を推進する。 (3) 「十勝清水の恵み給食週間」として清水産の食材にこだわったメニューにより給食を実施する。	継続
36		子育て支援課児童保育係	<u>食を営む力の育成</u> (1) 保育士や調理員などの援助を受け、子どもたちが一緒に食べることを楽しみ、豊かな食の体験の積み重ねができる環境を演出する。 (2) 菜園体験を通して、作ることの大変さを経験する中で、食べ物大切さを学び、さらに自ら収穫した旬の物を味わい、食のすばらしさを意識付ける。	継続

(3) 思春期保健対策

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
37	性教育	学校教育課学校教育係	<u>社会教育や家庭との連携・協力の推進</u> 現状で継続して実施する。	継続

(4) 小児医療

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
38	小児医療	保健福祉課健康推進係	<u>医療機関との連携</u> 現状で継続して実施する。	継続

目標3 ふるさとのまちづくりを担う子どもの教育環境づくり

【施策展開の基本方針】

子どもの健やかな成長を支援するため、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもの生きる力の育成をめざして取り組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、清水町に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

(1) 子どもを産み育てる意義の教育・啓発

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
39	子どもを産み育てる意義の教育・啓発	学校教育課 学校教育係	<u>進路指導の体制づくり</u> 道立高等学校通学区域の変更及び公立高等学校配置計画等の動向を適確に捉え、社会の変化や生徒一人ひとりの多様な志向に対応できる進路指導の体制づくりを目指す。	継続
40		子育て支援課 子育て支援係	<u>幼児等との触れ合い、関わり方の指導</u> 幼児の健全な発達のために親や家族及び社会の果たす役割が重要であることを認識させ、教育・啓発を図っていく。	継続

(2) 学校の教育環境等の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
41	全国学力・学習状況調査結果を踏まえた改善の取組	学校教育課 学校教育係	<u>学校改善支援プランの作成</u> 調査結果で明らかになった成果や課題を踏まえ、教育委員会で学校改善支援プランを作成し、各学校においては、子どもたちの実態等に応じて、学力向上のための意欲的な取組を充実する。	継続
42	総合的な学時間	学校教育課 学校教育係	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。	継続
43	運動部活動の奨励、体育の授業、体育行事の実施	学校教育課 学校教育係	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。	継続
44	学校教育目標の公表、学校・幼稚園評価の実施	学校教育課 総務係	<u>学校支援委員会議の充実</u> (1) 学校支援委員会議は年3回実施 (2) 各校の学校支援委員が一堂に会する合同会議を隔年ごとに開催する。	継続
		子育て支援課 児童保育係	<u>幼稚園に対する評価の実践</u> 自己評価（職員）及び外部評価の継続実施	継続
45	少人数学級の実施	学校教育課 学校教育係	<u>継続実施</u> 現状で継続して実施する。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
46	幼保・小の連携	学校教育課 学校教育係・子育て支援課 児童保育係・子育て支援係	幼保・小連携事業の推進 現状で継続して実施する。 清水町幼保・小連携協議会の効果的な運営と実践 (1) 運営：協議会の開催、ブロック推進会議の開催 (2) 実践：子どもの合同活動・参観及び合同研修、教職員の保育・授業体験	継続
47	就学奨励費支給	学校教育課 学校教育係	継続実施 現状で継続して実施する。	継続

(3) 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
48	青少年交流事業	社会教育課 社会教育係	西部十勝野外活動体験研修事業 現状で継続して実施する。 ・魅力ある活動プランの作成を検討	継続
49		社会教育課 社会教育係	西部十勝子ども会ジュニアリーダー研修交流会 現状で継続して実施する。 ・四町担当で魅力ある計画の作成を検討する。	継続
50	チャレンジクラブ	社会教育課 スポーツ係	継続実施 チャレンジクラブの継続実施	継続
51	少年スポーツ奨励事	社会教育課 スポーツ係	継続実施 継続して実施する。 (1) スポーツ少年団育成の補助 (2) 指導者への活動報償 (3) 本部運営補助 (4) スポーツ少年団認定指導の拡充	継続
52	清水町体育協会補助金	社会教育課 スポーツ係	継続実施 継続して実施する。	継続
53	体育指導員事業	社会教育課 スポーツ係	継続実施 継続して実施する。	継続
54	青年ボランティア活動事業	社会教育課 社会教育係	青年リーダーの養成 生涯学習ボランティア登録制度を体系付け派遣事業の実施	継続
55	家庭教育講座	社会教育課 社会教育係	家庭教育講座 ・家庭教育に関する学習機会 ・勉強会を提供して行く。	継続
56	PTA 活動の支援事業	社会教育課 社会教育係	継続実施 町内 PTA 研究会等の内容検討について指導及び助言を行います。	継続
57	お話し会	社会教育課 図書館	継続実施 現状で継続して実施する。	継続
58	授業参観 三者懇談 家庭訪問の実施 学校 便り等の発行	学校教育課 学校教育係 子育て支援課 児童保育係	継続実施 現状で継続して実施する。 幼稚園：参観日、父親参観日、家庭訪問、学級懇談、個人面接の実施。園だより、園長だより、クラスだよりの発行。 保育所：保育参観等の実施、お便り等の発行。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
59	教職員の地域活動への参加促進	学校教育課総務係	<u>地域に密着した学校づくり</u> (1)「学校便り」などで学校の経営方針や教育活動の現状を発信する。 (2)積極的に地域行事に参加するなど、地域に密着した学校づくりを目指す。	継続

(4) 有害環境対策・読書指導

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
60	有害図書対策	社会教育課図書館	継続実施。 現状で継続して実施する。	継続
61	読書活動の推進	学校教育課学校教育係	学校図書館等の整備 現状で継続し実施する。	継続

目標4 子育てを支援する生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

子ども及び子育て家庭を含め、すべての町民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

(1) まちづくり計画

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
62	まちづくり計画	企画課企画係	<u>まちづくり基本条例の実践</u> まちづくり基本条例（平成18年4月施行）の趣旨に則り、本町のまちづくりの各場面で、次世代を担う子どもたちのまちづくりへの参画を進めます。	継続
63		都市施設課住宅都市係・公園緑化係	<u>公園管理と点検整備</u> 下佐幌運動公園は地元地域と連動し、清水公園及び御影公園は直営、その他公園は委託して遊具等を含めた施設の安全管理を実施する。	継続

(2) 良質な住宅の確保

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
64	良質な住宅の確保	都市施設課住宅都市係	<u>公営住宅の管理</u> 公営住宅法及び町条例等に基づく適正な管理の実施	継続
65		都市施設課住宅都市係	<u>公営住宅入居手続き</u> 母子等への入居審査にあたっては優先事項としての取り扱いを継続実施	継続
66		都市施設課住宅都市係	<u>公営住宅等整備の再検討</u> 公営住宅長寿命化計画（H21策定）に基づき、今後10年間（H22～31）の住宅整備を進めていく。	継続

(3) 安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
67	安全な道路交通環境の整備	都市施設課土木係	歩幅の拡幅 要望がある場合は、予算等を考慮し決定実施する。	継続
68		都市施設課土木係	交通安全施設 要望がある場合は、予算等を考慮し決定実施する。	継続
69		都市施設課住宅都市係	防犯灯の整備 (1) 都市計画の整備推進に合わせ計画的な整備の継続実施 (2) 老朽化した防犯灯について、再整備を進める。	継続

目標5 仕事と子育ての両立の推進

【施策展開の基本方針】

性別にとらわれず、男女が共に、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、職場の環境づくりの啓発等に取り組みます。

(1) 男女共同参画社会の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
70	男女共同参画社会の推進	企画課企画係	男女共同参画についての啓蒙 女性の就業の継続や男性の家事・育児への参加など、一人ひとりが働きやすく、いきいき暮らせる地域社会の実現に向けて、男女共同参画についての啓蒙を推進します。	継続
71		子育て支援課児童保育係	「おやじの会」継続 幼稚園においては、おやじの会を継続し、自主的な活動をもって幼稚園の運営に協力する。	継続

(2) 就業形態、働き方の環境づくり

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
72	雇用対策	産業振興課商工観光係	雇用促進事業による雇用の場の確保 (1) 緊急雇用創出推進事業により、離職者などを雇用し雇用の場の確保を図る。 ・冬道の道路保全事業 ・都市公園の環境整備事業 (2) 商工観光の連携による農畜産物直売並びにイベント事業	継続
73	あおぞら共済への加入促進	産業振興課商工観光係	事業主への広報活動、加入促進のための説明会開催 現状で継続して実施する。 (1) 事業主への広報活動 (2) 加入促進のための説明会の開催	継続

(3) 仕事と子育ての両立の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
74	育児休業	産業振興課商工観光係	各種制度の啓蒙啓発 育児休業制度、介護休業制度等並びに育児と仕事の両立支援奨励制度等の啓蒙啓発活動	継続

目標6 子どもの安全の確保

【施策展開の基本方針】

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

(1) 交通安全確保のための活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
75	交通安全活動・教育	町民生活課住民活動係	学校との連絡体制 児童の安全確保のため学校との連絡体制を密にする	継続
76		子育て支援課児童保育係	チャイルドシートの普及促進 (1) チャイルドシートの貸付事業 (2) 保護者へのチャイルドシートの普及や交通ルールの指導 (3) 幼児交通安全こぐまクラブ活動支援・協力	継続
77		学校教育課学校教育係	交通安全意識の高揚 現状で継続して実施する。	継続

(2) 被害防止活動の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
78	防犯対策	学校教育課学校教育係・総務係	情報収集と関係機関との連携確保 継続し実施する。	継続
79		子育て支援課児童保育係	時代にあった防犯対策の見直し 不審者・侵入者に対する適切な対処方法や防止策について警察や消防との連携の中で、子どもたちが対応できるような学習の機会を設ける。	継続
80		子育て支援課児童保育係	あらゆる場合を想定した防犯訓練の継続実施 火災、地震、雷、不審者進入、交通安全などを設定した訓練を継続する	継続
81		町民生活課住民活動係	あらゆる機会を通じた意識の啓発 防犯意識の啓蒙・啓発活動を行う。	継続

目標7 きめ細やかな取り組みによる要保護児童への支援

【施策展開の基本方針】

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるともいわれています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していけるような意識啓発を進めると共に、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また障害を持った子どもがノーマライゼーションの理念のもと、ひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障害児施策の充実などに取り組めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
82	児童虐待対策	子育て支援課 子育て支援係	<u>スキルアップのための研修会等への参加</u> 関係職種との連携や構築と個々のスキルアップのための研修会への参加により充実を図る。	継続
83		子育て支援課 子育て支援係・児童保育係	<u>関係機関との連携強化</u> (1) 児童虐待防止ネットワーク会議及び要保護児童対策協議会の効果的な運営に努める。 (2) 発育測定等によるケースフォローについては、幼児の疾病の早期発見・健康の保持など、保健師・栄養士等との連絡体制を継続する。	継続
84		子育て支援課 子育て支援係	<u>対応マニュアル作成、相談窓口の設置</u> (1) 相談窓口の設置 (2) 対応マニュアルを研究し、作成する。	継続

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
85	ひとり親家庭等の自立支援	子育て支援課 子育て支援係	<u>助言・援助・相談の継続実施</u> 子ども本人や子育て等に悩む親への適切な助言や援助・相談	継続
86		子育て支援課 児童保育係	<u>児童扶養手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
87		子育て支援課 児童保育係	<u>母子寡婦福祉資金貸付事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
88		子育て支援課 子育て支援係	<u>助産施設への入所</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
89		子育て支援課 児童保育係	<u>母子家庭自立支援給付金支給事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続

(3) 障害児施策の充実

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
90	障害児施策の充実	子育て支援課 子育て支援係 きずな園	<u>専門性の習得と関係者の理解</u> (1) 専門性を高め、児童への支援内容について説明責任を確実に果たし、利用者の理解を得る。 (2) 専門機関として認知されるため、十分な研修をする。 (3) これからは有資格者の確保によって専門機関としての認知を得ることも必要である。	継続
91		子育て支援課 子育て支援係 きずな園	<u>援助・支援方法の検討</u> 子どもの障害や行動の特徴を保護者にどう伝え、理解してもらえるか、また、どのように自信を付けていくか等、援助・支援方法について検討が必要である。	継続
92		学校教育課 学校教育係	<u>特別支援教育の推進</u> 平成 22 年度から特別支援教育支援員を 2 名増員し、支援体制の充実を図り、関係機関が連携して子どもとその家族に適切な療育や教育的支援を提供できるよう、特別支援教育を推進する。	継続
93		保健福祉課 福祉係	<u>特別児童扶養手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
94		保健福祉課 福祉係 子育て支援課 児童保育係	<u>児童居宅介護（支援費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
95		保健福祉課 福祉係 子育て支援課 児童保育係	<u>児童短期入所（支援費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
96		保健福祉課 福祉係 子育て支援課 児童保育係	<u>児童デイサービス（支援費）</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
97		保健福祉課 福祉係 子育て支援課 児童保育係	<u>障害者（児）日常生活用具給付等事業</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
98		保健福祉課 福祉係 子育て支援課 児童保育係	<u>障害児福祉手当</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続
99		子育て支援課 児童保育係	<u>心身障害児通所等交通費助成</u> 国の制度に基づき、今後も継続して実施する。	継続

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	移行・継続・廃止
100	障害児施策の充実	子育て支援課 児童保育係 子育て支援係 きずな園	早期発見早期療育環境の整備 (1) 支援を必要とする児童のうちきずな園に通園している者への事業 ア) 個別の発達支援プランの策定 イ) 個別の療育支援 ウ) 家族への相談支援 (2) 支援を必要とする児童のうちきずな園に通園していない者への事業 ア) 個別の発達支援プランの策定 イ) 必要に応じ、家族への相談支援等 ウ) 関係機関担当職員への支援等 (3) 町内のコーディネート、支援体制づくり、家族支援への事業 ア) ニーズ把握やサービス調整 イ) ネットワークの構築 ① 訪問支援（保育所・幼稚園） ② 所属訪問（小学校、保育所） ③ 合同ケース会議、 ウ) 発達支援体制整備の会議 ①特別支援連携協議会 工) 関係機関事業への協力 ① 児童巡回相談・地域診断会議参加 ② 乳幼児健診参加 ③ 就学指導委員会参加 ④ NPO 法人清水町障害者児振興会連絡協議会事業協力 才) 家族への研修 ①きずな園だより「ちいさな群」発行（年 12 回）	継続

5 一般事業主行動計画特例認定制度について

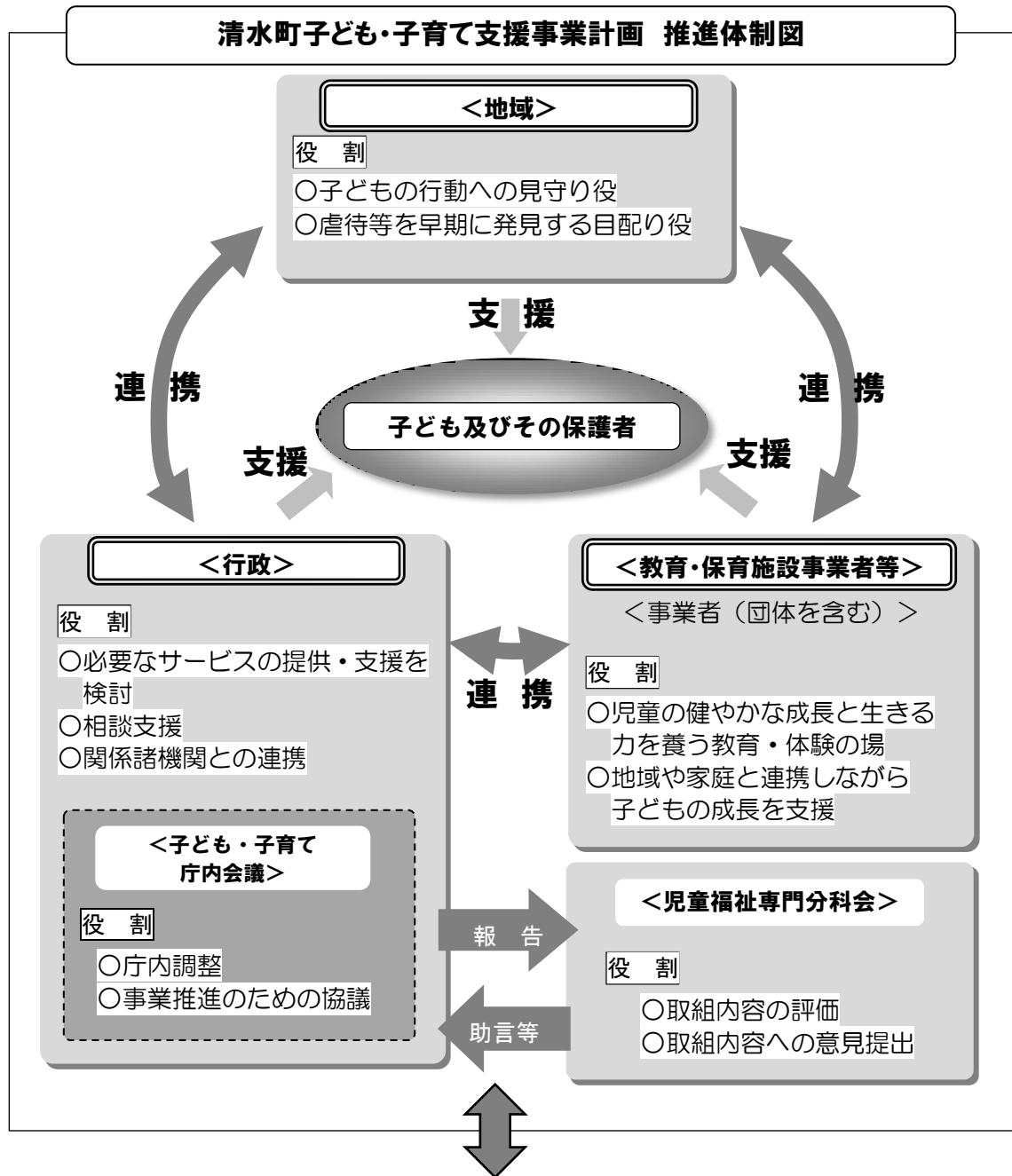
次世代育成支援対策推進法では、従業員 101 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対するプラチナくるみん認定制度があります。特例認定を受けられる企業が増えるように清水町としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。



第9章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

清水町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



北海道 関係機関と連携(児童相談所など)

2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、道及び町の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定すると共に、町に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、町と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

清水町は、子ども・子育て支援法に基づき「清水町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、道府県と緊密な連携を図ることとします。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。

③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④地域の役割

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

⑤地域の役割

- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援を行います。

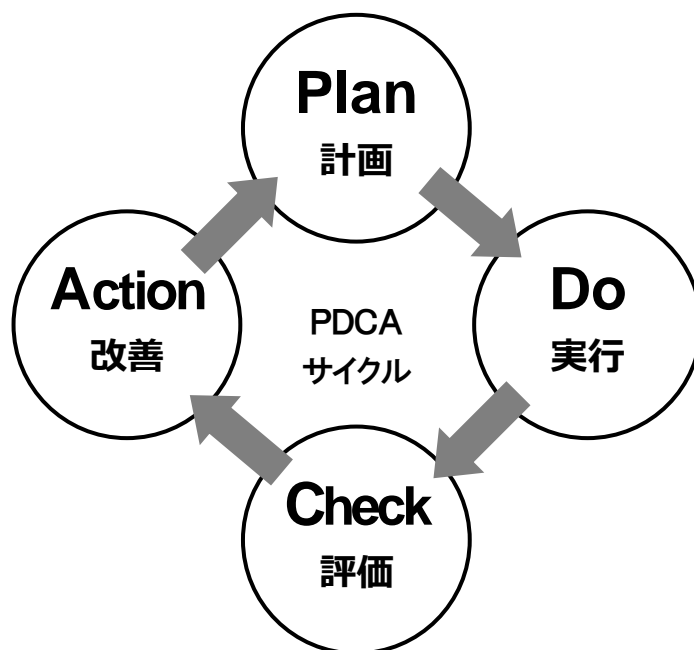
⑥事業者

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検すると共に、子ども・子育て支援会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

資料 1 施策一覧

資料 2 計画策定の経緯

資料 3 計画策定組織について

資料 4 用語解説

資料1 施策一覧

教育・保育	
1号認定	満3歳以上で、幼稚園での教育を希望。
2号認定	満3歳以上で、保育所、認定こども園での保育を希望。
3号認定	満3歳未満で、保育所、認定こども園等での利用を希望。
子ども・子育て支援事業	事業内容
利用者支援に関する事業	子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をする事業。
時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業。
放課後児童健全育成事業	学童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。
子育て短期支援事業	ショートステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師及び助産師のほか、必要に応じて管理栄養士・保育士が訪問し、育児の悩みに関する助言、子育て支援に関する情報提供などを行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）をする事業。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等をする事業。
一時預かり事業	保護者の疾病等によって、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所などにおいて保育する事業。
病児（病後児）保育事業	保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。
妊婦健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回を公費負担する事業。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要な「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

資料2 計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成31年2月26日	第2期子ども子育て支援事業計画の策定について策定 (計画の考え方、スケジュール確認)
平成31年7月4日	アンケート実施について実施について (ニーズ調査用アンケート内容についての審議)
令和1年7月4日 ～17日	<p>ニーズ調査アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未就学児 <ul style="list-style-type: none"> 0-2歳児 対象者46名(郵送) 幼稚園 40名 保育所 164名 こども園 50名 ※対象者254名(内、未就学児の兄弟がいる世帯には調査票は1通を手渡し) 未就学児世帯計 261世帯 ○就学児 <ul style="list-style-type: none"> 390名 学童クラブを通じて配布 学童クラブ未所属児は郵送 小学生世帯計 277世帯 ◎回収率 <ul style="list-style-type: none"> 未就学児 52.49% 小学生 37.18% 合計回収率 44.8% 自由意見記載件数 50件
令和1年11月21日	子ども・子育て支援事業計画骨子案作成に向けた協議 アンケート集計結果を見ての意見交換
令和2年3月19日	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に対する住民意見公募 (令和2年3月24日から令和2年4月23日)
令和2年3月24日	委員に対して第2期子ども・子育て支援事業計画案の意見聴取
令和2年4月24日	第2期子ども・子育て支援事業計画策定に対する住民意見の公募終了 (子育て支援事業計画策定(案)町民意見提出制度の実施結果について 住民意見なし) 原案のとおり決定する。

資料3 計画策定組織について

子ども・子育て支援会議委員一覧（令和2年度）

役職	氏名	所属	備考
会長	高井 正樹	清水小学校長	
副会長	野田 千秋	主任児童委員	
委員	中島 啓治	第一保育所父母と先生の会会長	
委員	土屋 博敬	第二保育所父母と先生の会会長	
委員	中林 豪	御影こども園父母と先生の会会長	
委員	猿橋 雅昭	清水幼稚園父母と先生の会会長	
委員	根田 朋代	主任児童委員	
委員	清水 弘	御影小学校長	
委員	高金由美子	公募	
委員	石井 照江	公募	

子ども・子育て支援会議事務局一覧（令和2年度）

役職	氏名	所属	備考
事務局長	逢坂 登	子育て支援課長	
事務局長次長	渋谷 直親	子育て支援課長補佐	運営
事務局	岡田 裕二	子育て支援課児童保育係長	庶務
事務局	寺岡 淳子	子育て支援課子育て支援係長	//

資料4 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市町村長の附属機関)。
4	認定こども園	幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。(認定こども園法第2条)。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの型がある。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。(法第7条)
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の教育認定を受けた就学前子ども(保育の必要性なし) ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

19	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二 ーズ量の見込み」を推計すること。
20	教育・保育	6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育 することをいう。
21	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活 動できるように養護すると共に、その心身を健全に発達するよ うに教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育するこ とであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
23	乳幼児（にゅうよう じ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0日から満1歳未満までの子をいい、幼児は、満1歳から小学 校就学までの子どものことをいう。
24	幼稚園	3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。
25	保育所	0（産後57日目）～6歳までの児童を対象とした児童福祉施 設。※労働基準法による産前・産後休業：産前6週間・産後8 週間＝56日 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保 育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める 幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育と して保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。
26	放課後児童クラブ	主に共働き家庭等の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場 を提供し、健全な育成を図るための施設及び事業をいう。
27	放課後子供教室	子どもたちの居場所を確保すると共に、勉強やスポーツ・文 化活動体験や地域住民との交流活動等を支援する事業。



清水町

**第2期
清水町子ども・子育て支援事業計画**

発行年月：令和2年4月

発行：清水町

編集：清水町子育て支援課

住所：北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

電話：0156-62-2111（代表）

F A X：0156-62-5116